



発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

- | 官報   |   | 次                      | 目   | 省令   | その他告示  | 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件(法務一二二) | 医療法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働八三)                               | 車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令(国土交通八七)                         | 農林水産一九二、一九九   | アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用の条件変更、追加提供及び新規提供が決定された件(防衛一八二) | 保安林の指定をする件(同二九三、二九六)   | 南スレーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件(同二九二) | 円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の口上書の交換に関する件(同二九三、二九六) | ギニア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二九一)         |
|--|---|------------------------|---|--|--|---|---|--|---|---|--|--|--|--|
| 五  | 三   | 二                      | 一   | 〔国会事項〕   | 〔人事異動〕   | 〔公 告〕   | 〔裁判所〕   | 〔消費者庁 最高裁判所 諸事項〕   | 〔公 告〕   | 〔裁判所〕   | 〔公 告〕  | 〔公 告〕  | 〔公 告〕  |  |
| ○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二八九) | ○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件(同二八八) | ○返納を命じた旅券を無効とする件(同二八八) | ○返納を命じた旅券を無効とする件(同二八八)                                  | ○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の交換公文の改正に関する書簡の交換の件(外務二八七) | ○JICA海外協力隊の派遣に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の交換公文の改正に関する書簡の交換の件(外務二八七) | ○返納を命じた旅券を無効とする件(同二八八)  | ○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二九〇) | ○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二九一) | ○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件(同二九二) | ○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二九三)           | ○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二九四) | ○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件(同二九五)          | ○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二九六)    | ○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二九七) |
| ○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二九八) | ○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件(同二九九) | ○返納を命じた旅券を無効とする件(同二九九) | ○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二九九) | ○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二九九)     | ○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件(同二九九)            | ○返納を命じた旅券を無効とする件(同二九九)  | ○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二九九) | ○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二九九) | ○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件(同二九九) | ○返納を命じた旅券を無効とする件(同二九九)  | ○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二九九)      | ○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二九九) | ○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件(同二九九)        | ○返納を命じた旅券を無効とする件(同二九九)                                       |

| ○厚生労働省令第八十三条   |   |                               |
|--|---|-------------------------------|
| 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十三第一項第二号の規定に基づき、医療法施規則の一部を改正する省令を次のように定める。  |   |                               |
| 令和七年八月十二日<br>医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を改正する。  |   |                               |
| 厚生労働大臣 福岡 資磨   |   |                               |
| 改  | 正   | 後                             |
| 改  | 正   | 前                             |
| <p>○国土交通省令第八十七条</p> <p>（法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間）</p> <p>第三十条の三十三の四 法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間</p> <p>一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、令和八年六月三十日までの期間とする。</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>  | 附<br>則  | （法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間） |
| <p>○車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第十四条第一項の規定に基づき、車両の通行の手続等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。</p> <p>令和七年八月十二日</p> <p>車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。</p> |   |                               |
| 改  | 正   | 後                             |
| 改  | 正   | 前                             |
| <p>（車両の指定）</p> <p>第七条 令第十四条第一項に規定する国土交通省令で定める車両は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十五 (略)</p> <p>十六 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第二十一条（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む）の規定による家畜の死体の焼却又は埋却のために必要となる装置の運搬のため使用される車両</p>   | <p>（車両の指定）</p> <p>第七条 令第十四条第一項に規定する国土交通省令で定める車両は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十五 (略)</p> <p>十六 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第二十一条の規定による家畜の死体の焼却又は埋却のために必要となる装置の運搬のため使用される車両</p> |                               |
| 2<br>(略)   |   |                               |

この省令は、公布の日から施行する



|                     |      |
|---------------------|------|
| 京都ピアノ技術専門学校         | 京都府  |
| 京都民際日本語学校           | 京都府  |
| 松江情報ビジネス専門学校・日本語コース | 島根県  |
| 岡山外語学院              | 岡山県  |
| 〔略〕                 | 〔略〕  |
| 松江情報ビジネス専門学校・日本語コース | 島根県  |
| 〔略〕                 | 〔略〕  |
| 〔同上〕                | 〔同上〕 |
| 〔同上〕                | 〔同上〕 |
| 〔同上〕                | 〔同上〕 |

備考 表中の「」は注記である。

○外務省告示第二百八十七号

令和三年三月四日にアスンションで、JICA海外協力隊の派遣に関する日本国政府とパラグアイ共和国との間に行われた共和国政府との間の交換公文の改正に関する次の書簡の交換がパラグアイ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は令和四年七月七日に効力を生じた。

令和七年八月十二日

外務大臣 岩屋 豪

（日本側書簡）

書簡をもつて啓いたします。本使は、パラグアイ共和国の経済開発及び社会開発に寄与するため、

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）により実施されるJICA海外協力隊の事業

（以下「事業」という。）に基づき協力隊員をパラグアイ共和国に派遣することに関し、日本国政府の代表者とパラグアイ共和国政府の代表者との間で行われた最近の討議に言及するとともに、これらの代表者の間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光榮を有します。

1 JICA海外協力隊員（以下「協力隊員」という。）は、パラグアイ共和国政府の要請に基づき、

両政府の権限のある当局の間で合意する別個の派遣計画により、日本国の現行法令に従いJICAによりパラグアイ共和国に派遣される。日本国政府の権限のある当局は外務省であり、パラグアイ共和国政府の権限のある当局は外務省である。

2 予算措置がとられることを条件として、協力隊員の日本国とパラグアイ共和国との間の渡航費及びパラグアイ共和国における生活手当はJICAにより負担され、また、協力隊員の任務の遂行に必要な設備、機械、自動車及び資材についてもJICAにより使用に供される。

3 パラグアイ共和国政府は、事業の結果としてパラグアイ国民が取得した技術及び知識並びに供与された設備、機械、自動車及び資材がパラグアイ共和国の経済開発及び社会開発に寄与すること並びに軍事目的に使用されないことを確保する。

4 パラグアイ共和国政府は、協力隊員に対し次の特権、免除及び便宜を与える。

(1) 2に規定する設備、機械、自動車及び資材の輸入に関する領事手数料、租税（関税を含む。）及び

び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件の免除

(2) 2に規定する設備、機械、自動車及び資材の現地購入に関する租税（付加価値税を含む。）及び

及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件の免除

(3) 協力隊員の携行荷物、身回品、家財及び消費財の輸入に関する領事手数料、租税（関税を含む。）

（4）国外から送金される2に規定する生活手当に對して又は当該生活手当に関連して課される租税（所得税を含む。）及び課徴金の免除

（5）必要な医療施設が確保された医療を受ける便宜の提供

（6）パラグアイ共和国政府により与えられる任務を遂行するため協力隊員が所在する場所における無料の基本的家具付住居施設

（7）協力隊員の任務の遂行に必要な無線通信機の設置及び使用の許可

（8）協力隊員の任務の遂行に必要な全ての政府機関の協力を確保するための身分証明書の発給

（9）協力隊員の任期中、パラグアイ共和国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することに對する許可、外国人登録要件に係る手続に関する便宜の提供並びに領事手数料の免除

（10）任務の遂行のため自動車を運転する必要のある協力隊員に対する自動車運転免許証の取得のための便宜の提供

（11）協力隊員の任務の遂行に必要な他の措置

（12）パラグアイ共和国政府は、日本国から派遣されて事業の活動に関連してJICAにより与えられる任務をパラグアイ共和国において遂行する駐在調整員（以下「JICA調整員」という。）を受け入れる。

（13）パラグアイ共和国政府は、JICA調整員及びその家族の構成員に対し、次の特権、免除及び便宜を与える。

（14）JICA調整員及びその家族の構成員の携行荷物、身回品、家財、消費財並びにJICA調整員一名につき一台及びJICA調整員の一家族につき一台の自動車の輸入に関する領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件の免除

（15）パラグアイ共和国に自動車を輸入しないJICA調整員及びその家族につき、当該JICA調整員一名につき一台及び当該JICA調整員の一家族につき一台の自動車の現地購入に関する租税（所得税を含む。）及び課徴金の免除

（16）JICA調整員及びその家族の構成員に規定する自動車の登録料の免除

（17）JICA調整員及びその家族の構成員に規定する自動車免許証の取得のための便宜の提供

（18）JICA調整員に対する協力隊員を送迎するため空港の出入国手続地點を越えて入るための特別通行証の発給

（19）JICA調整員の任期中、パラグアイ共和国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することに対する許可、外国人登録要件手続のための便宜の提供並びに領事手数料の免除

（20）JICA調整員の任務の遂行に必要な無線通信機の設置及び使用の許可

（21）JICA調整員の任務の遂行に必要な他の措置

（22）JICA調整員の任務が、その後パラグアイ共和国内において、租税（関税を含む。）の免除又は同様の特権を受ける権利を有しない個人又は団体に売却され、又は譲渡される場合には、当該自動車に対する当該租税は免除される。

（23）パラグアイ共和国政府は、協力隊員、JICA調整員及びその家族の構成員に対し、パラグアイ共和国において同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関のボランティア及び駐在調整員並びにこれらの者の家族の構成員に与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

（24）パラグアイ共和国政府は、パラグアイ共和国に滞在中の協力隊員、JICA調整員及びその家族の構成員の安全を確保するため必要な措置をとる。

（25）該任務の遂行に関連して当該協力隊員に対する請求が生じた場合には、当該請求について責任を負う。ただし、当該請求が当該協力隊員の重大な過失又は故意から生じたことについて両政府が合意する場合は、この限りでない。

10 9 両政府は、パラグアイ共和国における事業を成功裏に実施するため隨時協議する。前記の了解は、両政府間の相互の書面による合意により修正することができ、また、いずれかの政府が他方の政府に対しこの了解を終了させる意思を六箇月の予告をもつて書面により通告することにより終了させることができる。

11 青年海外協力隊員のパラグアイ共和国への派遣に関する千九百七十八年二月二十四日付けの日本政府とパラグアイ共和国政府との間の交換公文述べられた了解は、この了解によつて代替される。本使は、更に、この書簡及びパラグアイ共和国政府に代わつて前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のパラグアイ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語及びスペイン語により作成されます。本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

パラグアイ共和国  
外務大臣 エウクリーデス・アセベド閣下

(パラグアイ側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、前記の了解をパラグアイ共和国政府に代わつて確認することともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了したことによつて合意する光榮を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるスペイン語及び日本語により作成されます。本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

パラグアイ共和国  
外務大臣 エウクリーデス・アセベド

パラグアイ共和国駐在  
日本国特命全権大使 中谷好江閣下  
(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、日本国とパラグアイ共和国との間の技術協力を促進するため青年海外協力隊員（以下「協力隊員」という。）をパラグアイ共和国に派遣することに関し、両政府の代表者の間でアスンシオンにおいて行われた最近の討議に言及するとともに、これらの代表者の間で到達した次の了解を日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

1 日本国政府は、パラグアイ共和国政府の要請に基づき、日本国の現行法令に従い、パラグアイ共和国の社会的及び経済的開発に寄与するため、両政府の関係当局の間で別個に合意される計画に従つて協力隊員をパラグアイ共和国に派遣する。

2 日本国政府は、協力隊員の日本国とパラグアイ共和国との間の渡航費及びパラグアイ共和国における生活手当を負担し、並びに、協力隊員の任務の遂行に必要な装備、機械、材料及び医薬品を供与する。

3 3 パラグアイ共和国政府は、協力隊員に対し、次の特権、免除及び利益を与える。

(1) 2に掲げる装備、機械、材料及び医薬品の輸入に対し又はこれに関連して課される関税、内国税その他すべての種類の課徴金（ただし、保管、運送及び類似の役務に關連して課される関税、内国税その他すべての種類の課徴金（ただし、保管、運送及び類似の役務に關連して課される課徴金を除く。）の免除）  
(2) 協力隊員の身回品及び家庭用品の輸入に対し又はこれに関連して課される関税、内国税その他すべての種類の課徴金（ただし、保管、運送及び類似の役務に關連して課される課徴金を除く。）の免除  
(3) 2に掲げる生活手当等協力隊員に外国から送金される給与に対し又はそれに関連して課される所得税その他すべての種類の課徴金の免除  
(4) パラグアイ共和国における協力隊員の任期中における診療に対する便宜  
(5) 協力隊員がパラグアイ共和国政府より与えられた任務を遂行する場所における必要な住居施設に対する便宜

4 (1) パラグアイ共和国政府は、パラグアイ共和国における青年海外協力隊の活動に關連して日本国政府が与える任務を遂行する駐在員一人及び調整員を受け入れる。

(2) 駐在員及び調整員は、その任務の遂行に必要な装備、材料及び医薬品並びに身回品、家庭用品、及び一人につき一台の自動車の輸入に対し又はこれに関連して課される関税、内国税その他すべての種類の課徴金（ただし、保管、運送及び類似の役務に關連して課される課徴金を除く。）を免除される。

駐在員及び調整員はパラグアイ共和国の現行法令に従つて前記の自動車を国内で譲渡し又は輸出することができる。

(3) 駐在員及び調整員は、海外から送金される給与に対し又はそれに関連して課される所得税その他すべての種類の課徴金を免除される。

5 パラグアイ共和国政府は、パラグアイ共和国における協力隊員の公務に起因し、その遂行中に発生し、又はその他その遂行中に起因する責任を負う。ただし、両政府がその請求が協力隊員の故意又は重大な過失から生じたことを合意した場合は、この限りではない。

6 両政府は、前記の了解から又はそれに関連して生ずることがあるいかなる事項についても隨時協議する。

7 いずれの一方の政府も、書面による六箇月の予告をもつて、この了解を終了させることができる。本使は、更に、この書簡及び前記のことをパラグアイ共和国政府に代わつて確認される閣下の返簡が、閣下の返簡の日付の日に効力を生ずる両政府間の合意を構成するものとみなすことを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

日本国特命全権大使 浅羽満夫  
パラグアイ共和国  
外務大臣 アルベルト・ノゲス

パラグアイ共和国外務大臣  
アルベルト・ノゲス閣下  
(パラグアイ側書簡)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(訳文)

本大臣は、更に、閣下の書簡に述べられている了解をパラグアイ共和国政府に代わつて確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がこの返簡の日付の日に効力を生ずる両政府間の合意を構成するものとみなすことに同意する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十八年二月二十四日にアスンシオンで

外務大臣 アルベルト・ノゲス

日本国特命全権大使 浅羽満夫閣下

○外務省告示第二百八十八号  
次の旅券は、旅券法第十九条第一項第一号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失つた。

令和七年八月十二日  
失効年月日 令和七年七月二十二日

発行年月日 令和七年六月十八日

旅券番号 MV〇二八七五〇五

外務大臣 岩屋 豪

令和七年八月十二日

外務大臣 岩屋 豪

○外務省告示第二百八十九号  
令和七年七月九日にカトマンズで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2 贈与の限度額 五億七千二百万円

3 贈与の供与期限 令和十五年十二月三十一日

4 署名者

日本側 前田徹在ネパール大使  
ネパール側 ガンザム・ウバディヤ財務省次官

令和七年八月十二日

外務大臣 岩屋 豪

令和七年八月十二日

○外務省告示第二百九十号

令和七年七月十五日にイスラマバードで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2 贈与の限度額 三億七千九百万円

3 贈与の供与期限 令和十五年十二月三十一日

4 署名者

日本側 赤松秀一在パキスタン大使  
パキスタン側 カジム・ニアズ経済省次官

令和七年八月十二日

外務大臣 岩屋 豪

令和七年八月十二日

○外務省告示第二百九十一号

令和七年七月十六日にコナクリで、ギニア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がギニア共和国政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2 贈与額 四億円

3 署名者

日本側 加藤隆一在ギニア共和国大使  
ギニア側 モリツサンダ・クヤテ外務・アフリカ統合・在外自国民大臣

○外務省告示第二百九十二号

令和七年八月十二日  
令和七年七月十六日にジュバで、南スリラン共和国国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 五億円

3 署名者

日本側 小山裕基在南スリラン臨時代理大使

世界食糧計画側 マリー・エレン・マクグローテイ在南スリラン事務所代表

令和七年八月十二日

外務大臣 岩屋 豪

○外務省告示第二百九十三号  
今般、円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の平成二十五年五月二十六日付けの交換公文に従つてミャンマー連邦共和国政府に供与されることになったインフラ緊急復旧改善計画（フェーズ1）の実施に係る円貨による借款の支出期間がミャンマー連邦共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和六年八月二十日まで延長される旨の口上書の交換が、ミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

令和七年八月十二日

外務大臣 岩屋 豪

○外務省告示第二百九十四号

今般、円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の平成二十七年三月二十六日付けの交換公文に従つてミャンマー連邦共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和六年六月十一日まで延長される旨の口上書の交換が、ミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

令和七年八月十二日

外務大臣 岩屋 豪

○外務省告示第二百九十五号

今般、円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の平成二十七年十月十六日付けの交換公文に従つてミャンマー連邦共和国政府に供与されることになった全国基幹送変電設備整備計画フェーズ1の実施に係る円貨による借款の支出期間がミャンマー連邦共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和八年六月十一日まで延長される旨の口上書の交換が、ミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

令和七年八月十二日

外務大臣 岩屋 豪

○外務省告示第二百九十六号

今般、円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の平成二十七年十月十六日付けの交換公文に従つてミャンマー連邦共和国政府に供与されることになったヤンゴン環状鉄道改修計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がミャンマー連邦共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和九年一月二十七日まで延長される旨の口上書の交換が、ミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

令和七年八月十二日

外務大臣 岩屋 豪

○外務省告示第二百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月十二日

外務大臣 岩屋 豪

○農林水産省告示第二百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月十二日

外務大臣 岩屋 豪

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、折伐による。

2 主伐として伐採をることができる立木

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

1 保安林の所在場所 鹿児島県薩摩郡さつま町平川字道ノ上五十九五の三（次の図に示す部分に限る）、五一九三の一二、五三二一、五二一

三の四、字上ノ原五二二一の二、五三二二の二、五三二三、五三二三の一

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

二 指定の目的 土砂の流出の防備

場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月十二日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 福井県福井市茱崎町三八字北馬瀬一一の一、一一の一八、四一字西太島九の一、一一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(四) 立木の伐採の方法を福井県及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月十二日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 秋田県鹿角市十和田毛馬内字山田三、五、六

二 指定の目的 土砂の流出の防備

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 その他の森林については、主伐に係る伐に示す部分に限る。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(三) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(四) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(三) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(四) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(三) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(四) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

○農林水産省告示第千百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月十二日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 熊本県人吉市西間上町字滝下二一三五の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(四) 立木の伐採の方法を福井県及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月十二日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丁字境ヶ谷四〇四の一、四〇五の一、四一の五から四一一の七まで、大字渡内字境ヶ谷一九三八の四、一九四〇の一九、一九四一の

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(四) 立木の伐採の方法を福井県及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(四) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

○農林水産省告示第千百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月十二日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丁字境ヶ谷四〇四の一、四〇五の一、四一の五から四一一の七まで、大字渡内字境ヶ谷一九三八の四、一九四〇の一九、一九四一の

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(四) 立木の伐採の方法を福井県及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月十二日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字上荒地六一五六の四（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(四) 立木の伐採の方法を福井県及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月十二日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 熊本県水俣市古里字田頭一〇八八

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(四) 立木の伐採の方法を福井県及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。

○防衛省告示第百八十一号

○防衛省告示第百八十一号  
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用の条件変更、追加提供及び新規提供が令和七年八月八日次のとおり決定された。

令和七年八月十二日

◎ 陸上施設  
一部返還

施設番号 〇一〇〇五  
施設名 飛行場板付  
所在地名 福岡市  
所有關係 国有

令工和作七  
物年六照  
年六月十  
六日等

◎共同使用の条件変更  
施設番号 施設名 所在地名 所有関係

六〇二三一 嘉手納弾薬庫地区  
沖縄県中頭郡読谷村  
嘉手納町  
国有  
土地 約二、二〇〇平方メートル  
約七、七〇〇平方メートル

|               |      |                     |
|---------------|------|---------------------|
| ◎追加提供         | 施設番号 | 一〇六九                |
| 場別海矢白別大演习     | 施設名  |                     |
| 北海道野付郡別海町     | 所在地名 |                     |
| 国有            | 所有關係 |                     |
| 土地・作物・工作物・開障等 | 摘要   | 土地…約一、七五八、〇〇〇平方メートル |

一〇六九  
場別海矢臼別大演習  
北海道野付郡別海町  
国有  
訓練施設として追加提供する。  
使用期間・令和七年九月六日から同  
月二十日までの間  
航空自衛隊計根別着陸場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用する施設及び区域として提供する。  
ある。提供期間中は、地位協定の関連する条項が適用される。  
工建物・約五〇平方メートル  
訓練施設・水道等  
訓練施設として追加提供する。

建土 関供(b)設陸同使  
物地 連すの上月用  
… … 一期間  
… … ある。適一自三十日  
用ある施設及び区域として  
提供期間中は、地位協定の  
約条項が適用される。

五一二七

五  
一  
六

E  
—  
—  
E

五一二五 健軍駐屯地

鹿屋市

町里佐  
町賀、県  
三養基郡吉  
上峰分

熊本県菊池郡菊陽町、上益城郡益城町

熊本市

国有

國有

国  
有

国有



令和7年(家)第30013号  
広島県三次市十日市中2丁目8番1号  
申立人 三次市長 福岡 誠志  
本籍広島県三次市吉舎町安田2676番地、最後の住所広島県三次市吉舎町三玉649番地1、死亡の場所広島県安芸高田市、死亡年月日平成24年1月28日、出生の場所広島県双三郡吉舎町、出生年月日昭和12年6月1日、職業不明  
被相続人 亡 向島 博雄  
事務所広島市西区田方2丁目41番26号  
相続財産清算人 司法書士 山中 隆繼  
催告期間満了日 令和8年3月17日  
広島家庭裁判所三次支部  
令和7年(家)第7045号  
東京都千代田区霞が関1丁目1番1号  
申立人 国  
本籍山口県山口市三和町2036番地1、最後の住所山口県山口市小郡新町7丁目1番18号、死亡の場所山口県山口市、死亡年月日令和3年8月26日、出生の場所山口県山口市、出生年月日昭和28年9月26日、職業飲食業  
被相続人 亡 西村 一美  
山口県山口市黄金町5番9号第二法曹ビル3階  
相続財産清算人 猪俣 俊雄  
催告期間満了日 令和8年2月27日  
山口家庭裁判所  
令和7年(家)第9134号  
北九州市八幡西区若葉3丁目4番4号  
申立人 山口紀久美  
本籍長崎県佐世保市宇久町小浜4120番地、最後の住所北九州市八幡西区若葉3丁目4番4号、死亡の場所福岡県北九州市八幡西区、死亡年月日令和6年10月23日、出生の場所長崎県北松浦郡宇久町、出生年月日昭和34年7月2日、職業建設業  
被相続人 亡 山口 長寿  
北九州市小倉北区浅野2丁目11番15号 KMビル別館5階 弁護士法人河合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 菊池 研太  
催告期間満了日 令和8年3月13日  
福岡家庭裁判所小倉支部  
令和7年(家)第5006号  
東京都新宿区水道町3番1号  
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

本籍長崎県対馬市美津島町根緒148番地、最後の住所長崎県対馬市美津島町根緒65番地、死亡の場所長崎県対馬市、死亡年月日令和5年8月6日、出生の場所長崎県下郡原町、出生年月日昭和42年2月13日、職業不明  
被相続人 亡 永井 守  
長崎県対馬市原町中村606番地3 おおたビル3階 法テラス対馬法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 加藤 幸俊  
催告期間満了日 令和8年3月18日  
長崎家庭裁判所原町支部  
令和7年(家)第3008号  
大分県杵築市鴨川1635-8  
申立人 麻植 幸人  
申立人手続代理人弁護士 森若 利幸  
本籍大分県杵築市大字鴨川1546番地、最後の住所大分県杵築市大字鴨川1546番地、死亡の場所大分県別府市、死亡年月日平成17年1月23日、出生の場所大分県速見郡北杵築村、出生年月日大正8年1月4日、職業無職  
被相続人 亡 麻植 敏秀  
事務所大分市大道町4丁目3番13号ラトゥール大道101  
相続財産清算人 青野 訓子  
催告期間満了日 令和8年3月19日  
大分家庭裁判所杵築支部  
令和7年(家)第3010号  
大分県速見郡日出町大神8826番地  
申立人 岩尾 誠二  
本籍大分県国東市安岐町下山口1469番地、最後の住所大分県国東市安岐町下山口1469番地、死亡の場所大分県国東市、死亡年月日令和6年8月6日、出生の場所三重県四日市市、出生年月日昭和22年4月1日、職業無職  
被相続人 亡 河野 春美  
大分市東大道2丁目3番32-401号永藤ビル  
相続財産清算人 櫻井 忠史  
催告期間満了日 令和8年3月27日  
大分家庭裁判所杵築支部  
令和7年(家)第81号  
鹿児島市鴨池新町15番地  
申立人 鹿児島県農業信用基金協会  
本籍鹿児島県鹿屋市串良町上小原1651番地3、最後の住所鹿児島県鹿屋市串良町上小原3089番地4、死亡の場所鹿児島県鹿屋市、死亡年月日令和7年3月14日、出生の場所鹿児島県肝属郡串良町、出生年月日昭和35年12月28日、職業無職  
被相続人 亡 村岡 直樹

鹿児島県鹿屋市打馬2丁目9番27号弁護士法人おおすみ法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 濱田 徹  
催告期間満了日 令和8年3月3日  
鹿児島家庭裁判所鹿屋支部  
令和7年(家)第17013号  
沖縄県那覇市牧志1丁目19番20-1301号プレサンスロジエ美栄橋ステーションレーヴ  
申立人 石川 和徳  
本籍沖縄県中頭郡北谷町字北谷19番地、最後の住所沖縄県沖縄市高原2丁目4番20号、死亡の場所沖縄県沖縄市、死亡年月日令和7年2月1日頃から10日頃までの間、出生の場所沖縄県中頭郡越來村、出生年月日昭和27年10月15日、職業無職  
被相続人 亡 上間利美子  
沖縄県那覇市鏡原町27番地1 鏡原産業ビル1階  
相続財産清算人 寺田 明弘  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
那覇家庭裁判所沖縄支部  
令和7年(家)第2059号  
山形県天童市大字高擧南230番地  
申立人 沼澤 千春  
本籍山形県天童市大字高擧南230番地、最後の住所山形県天童市大字高擧南230番地、死亡の場所山形県山形市、死亡年月日令和6年12月31日、出生の場所山形県東村山郡高擧村、出生年月日昭和18年2月8日、職業会社役員  
被相続人 亡 沼澤 昇  
山形市七日町1丁目4番18号 トラッドセブン3B 山川孝法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 山川 孝  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
山形家庭裁判所  
令和7年(家)第4038号  
茨城県取手市ゆめみ野1丁目14番地7  
申立人 浦賀 美穂  
本籍茨城県鉾田市塔ヶ崎87番地、最後の住所茨城県つくば市稲荷原1241番地1、死亡の場所茨城県つくば市、死亡年月日令和7年2月19日、出生の場所茨城県鉾田市、出生年月日昭和20年6月25日、職業無職  
被相続人 亡 櫻井 吉重  
事務所茨城県つくばみらい市陽光台1丁目18番地5 MTCビル3階  
相続財産清算人 弁護士 河野 梨絵  
催告期間満了日 令和8年2月20日  
水戸家庭裁判所土浦支部

令和7年(家)第30186号  
東京都中央区銀座6丁目17番1号  
申立人 東京信用保証協会  
本籍千葉県千葉市若葉区西都賀3丁目634番地20、最後の住所千葉市若葉区みつわ台5丁目29番2棟501号、死亡の場所千葉県千葉市若葉区、死亡年月日令和5年8月17日、出生の場所熊本県熊本市、出生年月日昭和17年10月1日、職業無職  
被相続人 亡 石井 泰明  
事務所千葉市中央区中央2丁目8番5号ジュピタービル8階B あまね法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 高橋 大亮  
催告期間満了日 令和8年3月17日  
千葉家庭裁判所  
令和7年(家)第30190号  
千葉県市原市国分寺台中央1丁目1番地1  
申立人 市原市  
本籍山口県周南市大字四熊2235番地、最後の住所千葉県市原市姉崎3221番地1 ダイアパレス千葉青葉台サウスアベニュー609、死亡の場所千葉県市原市、死亡年月日令和6年6月30日頃、出生の場所東京都江戸川区、出生年月日昭和34年1月7日、職業不詳  
被相続人 亡 佐古 秀雄  
事務所千葉市中央区中央3丁目5番7号中央ハイツ7階大島有紀子法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 鈴木すみれ  
催告期間満了日 令和8年3月17日  
千葉家庭裁判所  
令和7年(家)第30116号  
千葉県野田市鶴奉5番地の1  
申立人 社会福祉法人野田市社会福祉協議会  
本籍千葉県野田市中根66番地、最後の住所千葉県野田市中戸20番地 福聚苑老人保健施設、死亡の場所千葉県野田市、死亡年月日令和6年9月11日、出生の場所千葉県東葛飾郡野田町、出生年月日昭和2年1月10日、職業無職  
被相続人 亡 石山 シゲ  
事務所千葉県柏市中央町2-1 柏センタービル4階 柏グリーン法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 桶上 正樹  
催告期間満了日 令和8年3月17日  
千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年（家）第70619号  
東京都足立区西新井栄町2丁目8-15  
申立人 東京都足立区税事務所長  
本籍東京都足立区関原3丁目1778番地、最後の住所東京都足立区西新井本町4丁目28番3号、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日平成30年5月1日ころから10日ころまでの間、出生の場所東京都足立区、出生年月日昭和30年4月9日、職業不明  
被相続人 亡 久松 行雄  
事務所東京都千代田区二番町3番地5麹町三葉ビル4階 半蔵門総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 吉田 秀平  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
東京家庭裁判所  
令和7年（家）第71119号  
東京都練馬区豊玉北6丁目13番10号  
申立人 東京都練馬区税事務所長  
本籍東京都武蔵野市境南町1丁目26番、最後の住所東京都練馬区立野町12番6号、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日令和4年12月5日推定、出生の場所東京都武蔵野市、出生年月日昭和25年3月26日、職業不明  
被相続人 亡 正木 祥子  
事務所東京都中央区八丁堀4丁目1番3号宝町TATSUMIビル5階 岩崎・本山法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 本山 正人  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
東京家庭裁判所  
令和6年（家）第2099号  
新潟県加茂市幸町2丁目3番5号  
申立人 加茂市長 藤田 明美  
本籍新潟県加茂市青海町1丁目359番地4、最後の住所新潟県加茂市石川2丁目2472番地1特別養護老人ホーム平成園、死亡の場所新潟県加茂市、死亡年月日令和5年7月13日、出生の場所新潟県南蒲原郡加茂町、出生年月日昭和24年10月24日、職業無職  
被相続人 亡 富山 壽春  
事務所新潟県三条市興野1丁目15番10号 中央ビル2階 中澤泰二郎法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 中澤泰二郎  
催告期間満了日 令和8年3月18日  
新潟家庭裁判所三条支部  
令和7年（家）第2070号  
新潟県加茂市幸町1丁目4番3号  
申立人 坂上 英子

本籍新潟県加茂市松坂町301番地、最後の住所新潟県加茂市小橋2丁目2番38号、死亡の場所新潟県加茂市、死亡年月日令和4年3月5日、出生の場所新潟県南蒲原郡加茂町、出生年月日昭和16年12月1日、職業無職  
被相続人 亡 本間 勝  
事務所新潟県三条市東三条1丁目5番1号 川商ビル2階片桐・坂西・阿部法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 坂西 哲昌  
催告期間満了日 令和8年3月17日  
新潟家庭裁判所三条支部  
令和7年（家）第15072号  
新潟県南魚沼市石打212番地  
申立人 中澤キクイ  
本籍新潟県南魚沼市石打212番地、最後の住所新潟県南魚沼市石打212番地、死亡の場所新潟県南魚沼市、死亡年月日令和6年8月15日、出生の場所新潟県南魚沼郡六日町、出生年月日昭和41年12月30日、職業無職  
被相続人 亡 中澤 政光  
新潟県南魚沼市六日町479番地久保田ビル2階六日町法律事務所  
相続財産清算人 渡邊真一郎  
催告期間満了日 令和8年2月27日  
新潟家庭裁判所長岡支部  
令和7年（家）第4031号  
新潟県糸魚川市大字田海177番地  
申立人 田海共有地組合  
本籍新潟県糸魚川市大字田海13番地2、最後の住所新潟県糸魚川市大字田海13番地2、死亡の場所新潟県糸魚川市、死亡年月日令和6年3月16日、出生の場所新潟県西頸城郡青海町、出生年月日昭和25年12月1日、職業不詳  
被相続人 亡 柴田 健二  
新潟県糸魚川市大町1丁目7番11号 ヒスイ王国館2階  
相続財産清算人 弁護士 備酒 貴也  
催告期間満了日 令和8年2月28日  
新潟家庭裁判所高田支部  
令和7年（家）第1338号  
富山県高岡市荻布602-4  
申立人 高野 武美  
本籍富山県高岡市吉久2丁目765番地、最後の住所富山県高岡市吉久2丁目5番27号、死亡の場所富山県高岡市、死亡年月日令和6年6月26日、出生の場所不詳、出生年月日昭和7年3月14日、職業無職  
被相続人 亡 高野みよし

富山県高岡市長慶寺19番地4、事務所富山県高岡市中川上町10番14号ソーラービル3階A室 片岡法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 片岡 長司  
催告期間満了日 令和8年2月27日  
富山家庭裁判所高岡支部  
令和7年（家）第1729号  
富山県高岡市佐加野1395番地6  
申立人 立浪 徹  
本籍富山県高岡市早川1358番地、最後の住所富山県高岡市早川1358番地、死亡の場所富山県高岡市、死亡年月日令和7年2月26日、出生の場所富山県高岡市、出生年月日昭和33年8月23日、職業無職  
被相続人 亡 立浪 洋一  
事務所富山県高岡市中川本町8番8号玉井ビル1階 たけしま法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 武島 直子  
催告期間満了日 令和8年2月27日  
富山家庭裁判所高岡支部  
令和7年（家）第7087号  
長野市大字金箱1273番地  
申立人 寮 亜樹  
本籍長野県長野市大字安茂里598番地5、最後の住所長野市大字安茂里598番地5、死亡の場所長野県長野市、死亡年月日令和7年6月25日、出生の場所青森県上北郡野辺地町、出生年月日昭和26年8月15日、職業無職  
被相続人 亡 下山 千弘  
長野市大字金箱1273番地  
相続財産清算人 司法書士 寮 亜樹  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
長野家庭裁判所  
令和7年（家）第5024号  
長野県松本市渚2丁目9番38号  
申立人 株式会社長野銀行  
本籍長野県駒ヶ根市中央15112番地11、最後の住所長野県上伊那郡宮田村6138番地1村住46号、死亡の場所長野県伊那市、死亡年月日令和6年2月3日、出生の場所長野県上伊那郡赤穂町、出生年月日昭和23年3月30日、職業貸家業  
被相続人 亡 木下 博水  
長野県駒ヶ根市上穂南9番3号弁護士法人このまち駒ヶ根支所青木法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 青木 謙一  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
長野家庭裁判所伊那支部  
令和7年（家）第434号  
東京都中央区日本橋本石町4丁目2番16号  
申立人 あけぼの債権回収株式会社  
本籍愛知県額田郡幸田町大字大草字広野67番地2、最後の住所愛知県岡崎市戸崎町字藤狭8番地10ユニオンハイツ戸崎505、死亡の場所愛知県岡崎市、死亡年月日令和6年9月20日、出生の場所愛知県岡崎市、出生年月日昭和49年10月7日、職業不明  
被相続人 亡 二村 泰正  
愛知県岡崎市南明大寺町4番地24T Sビル3階 椿総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 高葉 美奈（戸籍上の氏名鈴木美奈）  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
名古屋家庭裁判所岡崎支部  
令和7年（家）第80818号  
大阪府大阪市鶴見区浜3-4-37  
申立人 石川 太一  
本籍大阪府大阪市生野区勝山北3丁目40番地、最後の住所大阪市生野区勝山北3丁目9番12号、死亡の場所大阪府大阪市天王寺区、死亡年月日令和6年10月15日、出生の場所大阪府大阪市西成区、出生年月日昭和12年1月18日、職業不明  
被相続人 亡 永岡 昭  
大阪市北区西天満5丁目9番3号 アールビル本館5階  
相続財産清算人 弁護士 宮崎 慎吾  
催告期間満了日 令和8年3月23日  
大阪家庭裁判所  
令和7年（家）第80847号  
大阪府堺市西区神野町1丁25番10号  
申立人 中野 薫  
本籍富山県富山市窪新町2番、最後の住所大阪市生野区巽東4丁目11番10号 瑞光苑、死亡の場所大阪府大阪市生野区、死亡年月日令和7年2月28日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和13年1月26日、職業無職  
被相続人 亡 菲原 数枝  
大阪市北区西天満4丁目6番8号OLCビル4階401  
相続財産清算人 弁護士 横元 雄生  
催告期間満了日 令和8年3月23日  
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80928号  
大阪府守口市寺内町1丁目15番6-201号  
申立人 餘家 守  
本籍大阪府枚方市須山町42番、最後の住所大阪府枚方市須山町42番13号、死亡の場所大阪府枚方市、死亡年月日令和7年5月2日、出生の場所岡山県小田郡笠岡町、出生年月日昭和14年4月1日、職業無職  
被相続人 亡 佐藤 昇  
大阪市中央区南本町1丁目4番10号ストークビル5階  
相続財産清算人 弁護士 増井 勝志  
催告期間満了日 令和8年3月23日  
大阪家庭裁判所  
令和7年(家)第4167号  
大阪府堺市美原区阿弥17番地5  
申立人 大迫 明  
本籍大阪府大阪市住吉区大領5丁目32番地、最後の住所大阪府堺市美原区阿弥17番地5、死亡の場所大阪府堺市美原区、死亡年月日令和6年9月19日、出生の場所奈良県吉野郡龍門村、出生年月日昭和5年12月10日、職業無職  
被相続人 亡 大迫 茂雄  
事務所大阪市北区西天満5丁目9番7号 西天満ユートビル702号  
相続財産清算人 弁護士 億 智栄  
催告期間満了日 令和8年3月5日  
大阪家庭裁判所堺支部  
令和7年(家)第62号  
兵庫県豊岡市中央町17番8号  
申立人 但馬信用金庫  
本籍兵庫県美方郡新温泉町浜坂1793番地3、最後の住所兵庫県美方郡新温泉町浜坂1793番地の3、死亡の場所兵庫県神戸市北区、死亡年月日令和5年12月16日、出生の場所兵庫県美方郡浜坂町、出生年月日昭和23年2月12日、職業会社役員  
被相続人 亡 田中 潔  
事務所兵庫県豊岡市寿町2-20 寿センタービル207号  
相続財産清算人 弁護士 菅村 朋子  
催告期間満了日 令和8年2月23日  
神戸家庭裁判所浜坂出張所

令和7年(家)第40134号  
東京都新宿区水道町3番1号  
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構  
本籍北海道千歳市清流6丁目4番、最後の住所北海道千歳市朝日町4丁目13番地の1、死亡の場所北海道札幌市南区、死亡年月日令和5年11月6日未明頃、出生の場所北海道札幌市南区、出生年月日昭和55年1月30日、職業不明  
被相続人 亡 繩田 俊之  
事務所札幌市中央区南1条西24丁目1番30号  
円山OCT b1d. 2階 札幌ひかり法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 根岸 優介  
催告期間満了日 令和8年3月15日  
札幌家庭裁判所  
令和6年(家)第4043号  
岩手県奥州市胆沢南都田字加賀谷地416番地  
申立人 社会福祉法人奥州いさわ会  
本籍岩手県奥州市胆沢若柳字倉館207番地、最後の住所岩手県奥州市胆沢若柳字壱本松210番地 ケアホームこすもす、死亡の場所岩手県奥州市、死亡年月日令和6年8月21日、出生の場所岩手県胆沢郡若柳村、出生年月日昭和16年8月5日、職業無職  
被相続人 亡 千葉 長治  
事務所岩手県奥州市水沢大手町4丁目18番地  
小平法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 小平 竜太  
催告期間満了日 令和8年2月27日  
盛岡家庭裁判所水沢支部  
令和7年(家)第9044号  
秋田市土崎港東2丁目12番22号  
申立人 保坂 律子  
本籍秋田県北秋田市米内沢字黒沢7番地5、最後の住所秋田市牛島西1丁目7番5号、死亡の場所秋田県秋田市、死亡年月日令和7年4月18日、出生の場所秋田県北秋田市、出生年月日昭和7年7月13日、職業無職  
被相続人 亡 後藤 豊彦  
秋田市八橋三和町5番8号 1階  
相続財産清算人 司法書士 高橋 諭  
催告期間満了日 令和8年2月25日  
秋田家庭裁判所

令和7年(家)第7055号 福島県須賀川市山寺道82番地3  
申立人 岡田 美知 本籍福島県須賀川市中山43番地、最後の住所福島県須賀川市中山60番地1、死亡の場所福島県須賀川市、死亡年月日令和6年11月13日、出生の場所福島県岩瀬郡須賀川町、出生年月日昭和16年1月11日、職業無職  
被相続人 亡 岡田 典子 事務所福島県郡山市虎丸町12番2号本田哲夫法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 吉田佳世子  
催告期間満了日 令和8年3月13日 福島家庭裁判所郡山支部

令和7年(家)第7060号 福島県郡山市中町19番1号  
申立人 株式会社大東銀行 本籍福島県郡山市田村町金屋字杉ノ宮15番地1、最後の住所福島県郡山市田村町金屋字杉ノ宮15番地の1、死亡の場所福島県郡山市、死亡年月日令和6年10月9日、出生の場所福島県田村郡高瀬村、出生年月日昭和24年1月5日、職業会社役員  
被相続人 亡 鈴木 長二 事務所福島県郡山市虎丸町9番6号鈴幸ビル2階 山内法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 山内 崇史  
催告期間満了日 令和8年3月6日 福島家庭裁判所郡山支部

令和7年(家)第20049号 群馬県渋川市渋川721番地2西山ハイツ並木202室  
申立人 島田 武 本籍群馬県渋川市吹屋168番地1、最後の住所群馬県渋川市吹屋168番地1、死亡の場所群馬県渋川市、死亡年月日令和5年1月21日頃から31日頃までの間、出生の場所群馬県北群馬郡子持村、出生年月日昭和39年8月21日、職業不詳  
被相続人 亡 島田 達雄 事務所群馬県前橋市石倉町5丁目9番16号棟名ビル2階  
相続財産清算人 弁護士 上野 猛  
催告期間満了日 令和8年3月4日 福島家庭裁判所前橋家庭裁判所

令和7年(家)第80259号  
埼玉県さいたま市浦和区上木崎5丁目11番1号  
申立人 足立神社  
本籍埼玉県さいたま市浦和区上木崎5丁目18番、最後の住所埼玉県さいたま市浦和区上木崎5丁目18番17号、死亡の場所埼玉県さいたま市浦和区、死亡年月日推定令和6年7月19日、出生の場所埼玉県浦和市、出生年月日昭和32年6月28日、職業自営業  
被相続人 亡 國谷 正行  
事務所埼玉県志木市本町4-12-9 小田木・香川・橋詰弁護士法人香川法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 飯田 雄大  
催告期間満了日 令和8年3月3日  
さいたま家庭裁判所  
令和6年(家)第72238号  
千葉県市川市稻荷木3-17-1  
申立人 斎藤早久江  
本籍東京都板橋区中台1丁目36番、最後の住所東京都足立区保木間4丁目31番1号 ふちえ明生苑、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和3年10月10日、出生の場所東京都北多摩郡中町、出生年月日昭和19年8月25日、職業無職  
被相続人 亡 安藤由幹子  
事務所東京都千代田区神田司町2丁目7番地  
福禄ビル5階クラース東京法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 大澤美穂子  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
東京家庭裁判所  
令和7年(家)第71177号  
東京都港区新橋1-16-4 りそな新橋ビル  
8階リーガルキュレート総合法律事務所  
申立人 林 穀  
本籍東京都大田区南馬込1丁目659番地、最後の住所東京都世田谷区給田5丁目3番5号  
特別養護老人ホームせたがや給田乃杜、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日令和7年3月11日、出生の場所関東州大連市、出生年月日昭和15年3月7日、職業無職  
被相続人 亡 岩熊 正樹  
事務所東京都千代田区内幸町1丁目2番2号  
日比谷ダイビル6階 潮見坂綜合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 浅田登志雄  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
東京家庭裁判所

令和7年(家)第90435号  
埼玉県蓮田市大字閏戸4026番地18  
申立人 篠原 誠  
本籍東京都立川市柏町4丁目51番地1、最後の住所東京都立川市柏町4丁目51番地の1柏町団地15棟207号、死亡の場所東京都立川市、死亡年月日令和6年12月18日、出生の場所埼玉県狭山市、出生年月日昭和50年12月22日、職業無職  
被相続人 亡 植井 裕二  
事務所東京都八王子市横山町9番11号 小泉ビル3階あさや法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 片岡 麻衣  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90539号  
東京都あきる野市秋川3丁目1番地1  
申立人 秋川農業協同組合  
本籍東京都あきる野市戸倉1122番地、最後の住所東京都あきる野市戸倉1122番地、死亡の場所東京都あきる野市、死亡年月日令和6年8月29日、出生の場所東京都西多摩郡戸倉村、出生年月日昭和24年5月27日、職業農業  
被相続人 亡 黒山 宗良  
事務所東京都八王子市明神町4丁目5番3号 橋捷ビル6階 多摩八王子法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 番場 弘文  
催告期間満了日 令和8年2月20日  
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90576号  
東京都新宿区西早稻田1丁目1番7号早稻田大学28号館4階 弁護士法人早稻田大学リーガル・クリニック  
申立人 外山 太士  
本籍東京都豊島区長崎1丁目18番、最後の住所東京都東村山市青葉町3丁目31番地1秋津療育園、死亡の場所東京都東村山市、死亡年月日令和7年5月22日、出生の場所東京都品川区、出生年月日昭和35年11月9日、職業無職  
被相続人 亡 木幡 明弘  
事務所東京都渋谷区代々木1丁目30番14号天翔代々木ANNEXビル011号室 安永山元法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 山元 裕子  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第40531号  
神奈川県横浜市泉区中田南4-6-18シンペテンボスピル406号室  
申立人 一般社団法人福祉後見ぼーといづみ  
本籍神奈川県横浜市泉区和泉町745番地6、最後の住所横浜市泉区和泉中央南5丁目18番29号アズハイム横浜いずみ中央、死亡の場所神奈川県横浜市泉区、死亡年月日令和7年1月10日、出生の場所長崎県南松浦郡岐宿町、出生年月日昭和10年1月27日、職業無職  
被相続人 亡 佐野 秀栄  
事務所横浜市神奈川区鶴屋町2丁目9-7グローリア初穂横浜602  
相続財産清算人 弁護士 大野 美樹  
催告期間満了日 令和8年3月17日  
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第3164号  
神奈川県秦野市今川町2番15号 リバーサイド小泉203号  
申立人 古谷 泰宏  
本籍神奈川県秦野市落合378番地1、最後の住所神奈川県秦野市落合378番地の1、死亡の場所神奈川県秦野市、死亡年月日令和7年2月13日、出生の場所神奈川県三浦郡逗子町、出生年月日昭和13年7月23日、職業無職  
被相続人 亡 持丸 邦和  
事務所神奈川県小田原市城山1-6-33三宅ビル2階 小田原西口法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 横尾 武弘  
催告期間満了日 令和8年3月5日  
横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第2889号  
富山市堤町通り1丁目2-30 金山ビル2階  
富山西町法律事務所  
申立人 井加田 宏  
本籍富山県中新川郡立山町横江27番地、最後の住所富山県中新川郡立山町横江7番地、死亡の場所富山県富山市、死亡年月日令和7年5月26日、出生の場所富山県中新川郡雄山町、出生年月日昭和28年4月25日、職業不明  
被相続人 亡 古川 英二  
富山市西大泉17番20号 浜忠第二ビル3B  
池田裕彦法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 池田 裕彦  
催告期間満了日 令和8年2月25日  
富山家庭裁判所

令和7年(家)第5044号  
長野県上田市中央西2丁目8番13号柳沢ビル302号室東信りんどう法律事務所  
申立人 弁護士 佐藤 友則  
本籍東京都千代田区富士見2丁目4番地1、最後の住所長野県上田市常田2丁目28番14号、死亡の場所長野県上田市、死亡年月日令和6年11月10日、出生の場所東京豊島区、出生年月日昭和15年11月9日、職業無職  
被相続人 亡 宮部 喜芳  
事務所長野県上田市中央西2丁目8番13号柳沢ビル302号室東信りんどう法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 佐藤 友則  
催告期間満了日 令和8年3月19日  
長野家庭裁判所上田支部

令和7年(家)第6029号  
静岡県三島市芝本町12番3号  
申立人 三島信用金庫  
本籍静岡県伊東市川奈1185番地225、最後の住所静岡県伊東市川奈1185番地の225、死亡の場所静岡県伊東市、死亡年月日令和6年7月27日、出生の場所満州国新京特別市、出生年月日昭和15年1月25日、職業不明  
被相続人 亡 橋本萬寿男  
静岡県伊東市湯川1丁目8番5号 伊東駅前ビル4階 伊東ゆうなぎ法律事務所  
相続財産清算人 杉山 伸也  
催告期間満了日 令和8年3月19日  
静岡家庭裁判所熱海出張所

令和7年(家)第2071号  
滋賀県大津市錦織3丁目1番20号  
申立人 小川 学  
本籍滋賀県大津市坂本1丁目781番地、最後の住所滋賀県草津市山寺町837番地 菖蒲の郷、死亡の場所滋賀県草津市、死亡年月日令和7年6月1日、出生の場所滋賀県大津市、出生年月日昭和19年10月16日、職業無職  
被相続人 亡 中江 芳子  
滋賀県大津市馬場2丁目10-16Z E Z E駅前キューズビル3階A号室 ゼザ駅前法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 富塚 浩之  
催告期間満了日 令和8年3月23日  
大津家庭裁判所

令和7年(家)第80840号  
大阪府大阪市淀川区十三東1丁目16番16-406号  
申立人 芦田 遼介  
本籍大阪府高槻市東五百住町2丁目1番地326、最後の住所大阪府東大阪市岸田堂南町3番31号ファミールD希203号、死亡の場所大阪府大阪市西成区、死亡年月日令和6年3月15日、出生の場所東京都多摩市、出生年月日昭和61年4月5日、職業不明  
被相続人 亡 芦田 翔太  
大阪市北区西天満3丁目4番6号 西天満コートビル2階  
相続財産清算人 弁護士 加納 一生  
催告期間満了日 令和8年3月23日  
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第40315号  
神戸市中央区栄町通2丁目4番13 神栄ビル201号  
申立人 石 磊  
本籍神戸市垂水区東垂水町字王居殿1243番地、最後の住所神戸市兵庫区菊水町10丁目40番地の1 特別養護老人ホーム海光園ミラホーム、死亡の場所兵庫県神戸市兵庫区、死亡年月日令和6年12月9日、出生の場所兵庫県神戸市葺合区、出生年月日昭和11年1月11日、職業無職  
被相続人 亡 寺脇恵美子  
神戸市垂水区霞ヶ丘7丁目5番30号 白井俊美法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 白井 俊美  
催告期間満了日 令和8年3月6日  
神戸家庭裁判所

令和7年(家)第30157号  
岡山県岡山市南区彦崎869  
申立人 杉原 雅子  
本籍岡山県岡山市東区古都南方191番地38、最後の住所岡山市南区福成3丁目10番43-1号、死亡の場所岡山県岡山市中区、死亡年月日令和6年7月4日、出生の場所岡山県岡山市、出生年月日昭和45年11月28日、職業会社代表者  
被相続人 亡 杉原 望  
事務所岡山市北区富田町2丁目13番15号吉澤ビル3階  
相続財産清算人 周東 秀成  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
岡山家庭裁判所

## 令和7年(家)第30162号

岡山市北区学南町3丁目1番16号

申立人 能海 芳弘

本籍岡山県真庭市蒜山西茅部1566番地、最後の住所岡山市南区浦安本町100番地2 慈圭病院、死亡の場所岡山県岡山市南区、死亡年月日令和5年10月28日、出生の場所岡山県真庭郡川上村、出生年月日昭和25年2月6日、職業無職

被相続人 亡 絹田 和雄

事務所岡山県岡山市北区富田町2丁目13番15号吉澤ビル3階

相続財産清算人 弁護士 周東 秀成

催告期間満了日 令和8年3月2日

岡山家庭裁判所

## 令和7年(家)第292号

愛媛県松山市湊町7丁目1番地22

申立人 泉川 孝三

本籍愛媛県伊予市中山町出渕5番耕地769番地、最後の住所愛媛県伊予市下吾川410番地7棟4号、死亡の場所愛媛県伊予市、死亡年月日令和7年4月15日、出生の場所愛媛県松山市、出生年月日昭和48年5月12日、職業土木作業員

被相続人 亡 井上 一昭

愛媛県松山市湊町7丁目1番地22

相続財産清算人 司法書士 泉川 孝三

催告期間満了日 令和8年2月28日

松山家庭裁判所

## 令和7年(家)第20093号

大分県佐伯市本匠大字笠掛1117番地47

申立人 川野 由紀

本籍大分市花高松2丁目4番、最後の住所大分市三佐2丁目3番30号セジュール海原103、死亡の場所大分県大分市、死亡年月日令和6年9月16日頃、出生の場所福岡県北九州市小倉区、出生年月日昭和46年9月13日、職業自営業

被相続人 亡 衛藤健太郎

大分市都町1丁目2番1号 大分中央通りビル4階大分中央通り法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宇津木 基

催告期間満了日 令和8年2月13日

大分家庭裁判所

## 令和7年(家)第17018号

沖縄県島尻郡八重瀬町字富盛448

申立人 中村 宏美

本籍沖縄県南城市玉城字前川51番地、最後の住所沖縄県宜野湾市普天間2丁目1番27号、死亡の場所沖縄県宜野湾市、死亡年月日令和7年3月11日、出生の場所沖縄県コザ市、出生年月日昭和43年10月12日、職業無職

被相続人 亡 大城 勝

沖縄県那覇市鏡原町27番地1 鏡原産業ビル1階

相続財産清算人 寺田 明弘

催告期間満了日 令和8年3月6日

那覇家庭裁判所沖縄支部

## 令和7年(家)第40155号

北海道上川郡美瑛町西町1丁目1番2号

申立人 株式会社清水組

本籍北海道札幌市東区北丘珠3条1丁目2番、最後の住所札幌市白石区平和通4丁目南3番6号札幌市あけぼの荘、死亡の場所北海道札幌市東区、死亡年月日令和7年1月6日、出生の場所北海道夕張市、出生年月日昭和31年11月17日、職業無職

被相続人 亡 仙葉 誠

札幌市中央区南1条西14丁目ワフスわたなベビル7階三木・佐々木法律事務所

相続財産清算人 弁護士 阿部 迅生

催告期間満了日 令和8年3月19日

札幌家庭裁判所

## 令和7年(家)第40230号

東京都中野区本町2丁目46番1号

申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍北海道札幌市南区真駒内本町2丁目1番、最後の住所札幌市豊平区平岸1条21丁目1番20-405号、死亡の場所北海道札幌市豊平区、死亡年月日令和6年4月19日、出生の場所佐賀県杵島郡白石町、出生年月日昭和15年10月30日、職業不明

被相続人 亡 黒木 誠

事務所札幌市中央区南1条西11丁目1番地コシナエンタルビル7階弁護士法人池田・山上法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小川翔太郎

催告期間満了日 令和8年3月25日

札幌家庭裁判所

## 令和7年(家)第526号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

申立人 国

申立人代表者法務大臣 鈴木 錠祐

申立人指定代理人 船津 高歩

同 米山 匡志

同 竹内 幹人

同 秋元 拓男

同 伊藤 優杜

同 角掛 幹也

本籍青森県青森市篠田3丁目199番地3、最後の住所青森県青森市篠田3丁目9番2号、死亡の場所青森県青森市、死亡年月日平成31年4月11日頃から20日頃までの間、出生の場所青森県青森市、出生年月日昭和44年5月21日、職業無職

被相続人 亡 鳴海 佐年

事務所青森市長島2丁目19番12号 村上法律事務所

相続財産清算人 弁護士 村上雄一郎

催告期間満了日 令和8年3月13日

青森家庭裁判所

## 令和7年(家)第9015号

秋田市手形山西町2番9棟2号

申立人 吉田 隆

本籍秋田県南秋田郡八郎潟町真坂字南真坂11番地、最後の住所秋田県南秋田郡八郎潟町真坂字南真坂11番地、死亡の場所秋田県秋田市、死亡年月日令和6年10月2日、出生の場所秋田県南秋田郡八郎潟町、出生年月日昭和32年5月20日、職業行政書士

被相続人 亡 吉田 久壽

秋田市山王6丁目17番22号 長岐法律事務所

相続財産清算人 弁護士 長岐 和恵

催告期間満了日 令和8年2月27日

秋田家庭裁判所

## 令和7年(家)第9031号

秋田市四ツ小屋字城下当場253番1

申立人 仁井田堰土地改良区

本籍秋田県秋田市上北手荒巻字前田75番地、最後の住所秋田市仁井田本町1丁目19番14号コープ秋南1-5号、死亡の場所秋田県秋田市、死亡年月日令和6年2月22日、出生の場所秋田県秋田市、出生年月日昭和42年3月15日、職業無職

被相続人 亡 鈴木 孝子

秋田市山王6丁目19番8号 鈴木敏夫司法書士事務所

相続財産清算人 司法書士 鈴木 敏夫

催告期間満了日 令和8年2月25日

秋田家庭裁判所

## 令和7年(家)第2052号

山形県西村山郡河北町谷地戊81番地

申立人 河北町

本籍山形県西村山郡河北町大字岩木240番地、最後の住所山形県西村山郡河北町大字岩木240番地、死亡の場所山形県西村山郡河北町、死亡年月日令和5年7月18日、出生の場所山形県西村山郡河北町、出生年月日昭和20年2月21日、職業無職

被相続人 亡 門間 正幸

山形市宮町5丁目12番21号伊藤三之法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鹿野 純

催告期間満了日 令和8年3月13日

山形家庭裁判所

## 令和7年(家)第7009号

福島市杉妻町2番16号

申立人 福島県

本籍福島県相馬市北飯渕1丁目19番地1、最後の住所福島県相馬市新沼字刈敷田6番地の2、死亡の場所福島県相馬郡新地町、死亡年月日令和2年4月10日、出生の場所福島県相馬郡松ヶ江村、出生年月日昭和2年4月1日、職業不詳

被相続人 亡 蟻原 肇一

福島県相馬市中村字田町2番地の1 さくらビル2階 弁護士法人ブレインハート法律事務所相馬オフィス

相続財産清算人 弁護士 高橋 俊樹

催告期間満了日 令和8年3月31日

福島家庭裁判所相馬支部

## 令和7年(家)第7029号

東京都新宿区水道町3番1号

申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

本籍福島県大沼郡会津美里町字川原町甲1934番地8、最後の住所福島県大沼郡会津美里町字川原町甲1934番地8、死亡の場所福島県会津若松市、死亡年月日令和5年9月30日、出生の場所福島県大沼郡本郷町、出生年月日昭和36年1月11日、職業不明

被相続人 亡 森 加津男

福島県大沼郡会津美里町字布才地606番地4

相続財産清算人 司法書士 松本 晋平

催告期間満了日 令和8年3月2日

福島家庭裁判所会津若松支部

令和7年(家)第7032号  
福島県会津若松市東栄町3番46号  
申立人 会津若松市長 室井 照平  
本籍福島県会津若松市門田町大字年貢町字大道東402番地2、最後の住所福島県会津若松市湊町大字共和字上馬渡177番地、死亡の場所福島県会津若松市、死亡年月日平成26年6月21日頃から30日頃までの間、出生の場所福島県若松市、出生年月日昭和29年1月13日、職業不明  
被相続人 亡 竹田 義隆  
福島県会津若松市大町2丁目11番23号トップレディビル2F舟城善貴法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 舟城 善貴  
催告期間満了日 令和8年3月31日  
福島家庭裁判所会津若松支部

## 公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

## 令和7年(へ)第3号

福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号  
申立人 九州電力株式会社  
代表者代表取締役 池辺 和弘  
権利の届出の終期 令和7年11月20日  
令和7年7月7日 延岡簡易裁判所  
(別紙) 目録  
(1)土地 延岡市北方町下鹿川字西畠申535番  
雑種地 667平方メートル  
(2)登記年月日番号 宮崎地方法務局延岡支局大正2年6月26日受付第653号  
(3)登記した権利の内容  
登記の目的 土地上権設定  
原因 大正1年12月1日設定  
目的 工作物所有  
範囲 西隅5反11歩  
存続期間 大正1年12月1日から大正11年12月1日まで  
地代 全期間金32円64銭  
支払期 契約と同時  
権利者 東臼杵郡延岡町大字元町979番地  
谷 五兵衛

## 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

## 令和7年(家)第273号

秋田県大館市比内町独鉛字日詰14番地1  
申立人 畠山 正志  
本籍秋田県大館市比内町独鉛字日詰11番地、最後の住所愛知県刈谷市若松町1丁目13番地  
不在者 畠山 俊三  
昭和17年7月1日生  
届出期間満了日 令和7年11月21日  
名古屋家庭裁判所岡崎支部

## 令和6年(家)第4266号

兵庫県丹波篠山市住吉台69番地の3  
申立人 薮下 信生  
本籍大阪府豊中市桜の町6丁目7番、最後の住所大阪府大阪市西淀川区御幣島6丁目1番16号  
不在者 薮下 翔司  
昭和57年3月16日生  
届出期間満了日 令和7年11月14日  
大阪家庭裁判所

## 令和6年(家)第4299号

広島県三次市甲姫町本郷1674番地  
申立人 服部眞知子  
本籍広島県安芸高田市高宮町佐々部602番地、最後の住所大阪府高槻市安満西の町1番17号  
不在者 服部 充夫  
昭和13年1月11日生  
届出期間満了日 令和7年11月14日  
大阪家庭裁判所

## 令和6年(家)第4525号

大阪府三島郡島本町桜井2丁目13番17号  
申立人 廣本 領  
本籍大阪府枚方市牧野阪1丁目958番地8、最後の住所大阪府大阪市西成区萩之茶屋2丁目2番3号カワチハウス412号  
不在者 大芝 需  
昭和15年6月4日生  
届出期間満了日 令和7年11月14日  
大阪家庭裁判所

## 令和7年(家)第937号

大阪府守口市佐太中町7丁目10-18  
申立人 小田 久子  
本籍大阪府豊中市庄内東町3丁目102番地、最後の住所大阪府豊中市庄内東町3丁目99番地  
不在者 木村音治郎  
明治32年12月25日生  
届出期間満了日 令和7年11月17日  
大阪家庭裁判所

## 令和7年(家)第1010号

北海道山越郡長万部町字旭浜55番地1  
申立人 鮎名 伯子  
本籍北海道山越郡長万部町字旭浜50番地、最後の住所北海道室蘭市本輪西町2丁目3番3号  
不在者 村田 勝  
昭和12年3月23日生  
届出期間満了日 令和7年11月17日  
札幌家庭裁判所室蘭支部

## 令和7年(家)第373号

青森県南津軽郡大鰐町大字早瀬野字小金沢37番地8  
申立人 山内 紀幸  
本籍青森県弘前市大字樋の口1丁目9番地6、最後の住所青森県弘前市大字樋の口1丁目9番地6  
不在者 成田 成三  
昭和18年9月15日生  
届出期間満了日 令和7年11月27日  
青森家庭裁判所弘前支部

## 令和7年(家)第27号

埼玉県吉川市新栄1丁目18番14号  
申立人 笹川トワ子  
本籍岩手県金石市甲子町第13地割268番地28、最後の住所岩手県花巻市石鳥谷町中寺林第7地割41番地21  
不在者 千葉 智晴  
昭和28年12月8日生  
届出期間満了日 令和7年11月28日  
盛岡家庭裁判所花巻支部

## 令和7年(家)第183号

茨城県潮来市宮前2丁目22番地9  
申立人 林 梅子

本籍茨城県潮来市宮前2丁目22番地9、最後の住所茨城県潮来市宮前2丁目22番地9  
不在者 林 光雄

昭和31年4月21日生  
届出期間満了日 令和7年11月19日  
水戸家庭裁判所麻生支部

## 令和7年(家)第173号

静岡県藤枝市末広3丁目11番地5  
申立人 長谷部 宏  
本籍静岡県藤枝市青木107番地、最後の住所静岡県藤枝市青木2丁目9番5号  
不在者 長谷部金作  
大正12年8月28日生  
届出期間満了日 令和7年11月20日  
静岡家庭裁判所島田出張所

## 失踪宣言

## 令和6年(家)第1774号

本籍愛媛県宇和郡愛南町柏756番地、最後の住所京都府宇治市菟道谷下り36番地の10清風荘2棟1号  
不在者 小島 達也  
昭和28年5月27日生  
令和7年7月17日失踪宣告審判確定  
京都家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年(家)第3913号

国籍中国、最後の住所大阪府大阪市生野区生野東4-1-13-303号  
不在者 劉 桂華  
西暦1966年7月5日生  
令和7年7月18日失踪宣告審判確定  
大阪家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年(家)第4526号

本籍福岡県筑紫野市大字武藏472番地、最後の住所大阪府大阪市西成区潮路1丁目3番12号 岸の里荘2F13号  
不在者 佐野 進  
昭和2年2月3日生  
令和7年7月18日失踪宣告審判確定  
大阪家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年(家)第93号

本籍和歌山県東牟婁郡串本町串本1032番地、最後の住所和歌山県西牟婁郡串本町串本1109番地  
不在者 林 静夫

昭和23年9月28日生  
令和7年7月17日失踪宣告審判確定  
和歌山家庭裁判所田辺支部裁判所書記官

## 令和6年(家)第150号

本籍島根県米子市上福原7丁目1811番地6、最後の住所島根県米子市上福原7丁目6番70号

不在者 德永 輝雄

昭和27年8月11日生

令和7年7月17日失踪宣告審判確定

鳥取家庭裁判所米子支部裁判所書記官

## 令和6年(家)第310号

本籍島根県邑智郡美郷町上野210番地1、最後の住所島根県邑智郡美郷町上野210番地1

不在者 岩谷 舍春

昭和17年3月3日生

令和7年7月15日失踪宣告審判確定

松江家庭裁判所川本出張所裁判所書記官

## 令和7年(家)第4号

本籍岡山県総社市延原848番地、最後の住所不明

不在者 笹原鹿之助

元治元年5月15日生

令和7年7月17日失踪宣告審判確定

岡山家庭裁判所倉敷支部裁判所書記官

## 令和7年(家)第4号

本籍熊本県天草郡五和町大字二江2753番地、最後の住所不明

不在者 有馬シヅ子

大正8年9月8日生

令和7年7月17日失踪宣告審判確定

熊本家庭裁判所天草支部裁判所書記官

## 令和6年(家)第645号

本籍福島県双葉郡楢葉町大字井出字高橋31番地、最後の住所千葉県船橋市海神4丁目17番16号ピュアハウス海神107号

不在者 植野智恵美

昭和48年1月21日生

令和7年7月12日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

## 令和6年(家)第686号

本籍神奈川県厚木市妻田東2丁目1800番地8、最後の住所神奈川県厚木市長谷1097番地

不在者 大友 郁子

昭和27年4月19日生

令和7年7月19日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所小田原支部裁判所書記官

## 令和6年(家)第4670号

本籍大阪府大阪市城東区今福南3丁目966番地、最後の住所大阪市住之江区北加賀屋以下不詳

不在者 宮内 義治

昭和10年1月12日生

令和7年7月19日失踪宣告審判確定

大阪家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年(家)第367号

本籍大阪府岸和田市吉井町3丁目19番、最後の住所大阪府岸和田市吉井町3丁目19番15号

不在者 山下 重芳

大正9年8月23日生

令和7年7月19日失踪宣告審判確定

大阪家庭裁判所岸和田支部裁判所書記官

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

## 令和7年(フ)第503号

千葉市緑区平山町1048番地29

債務者 株式会社T O B I S H I

代表者代表取締役 内野 舞季

1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 山村 清治

4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午後2時

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(フ)第1150号

東京都江戸川区新堀1丁目16番2号

債務者 有限会社カーネコレクション

代表者代表取締役 弘田 安孝

1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 宮山 雅光

4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前11時20分

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(フ)第1176号

千葉市中央区末広3丁目16番5号

債務者 有限会社サン・ボーダー

代表者代表取締役 篠田 秀幸

1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 土屋 孝伸  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午後2時

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(フ)第205号

千葉県八街市八街145番地105

債務者 株式会社五木田商事

代表者代表取締役 五木田兼一

1 決定年月日時 令和7年7月24日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 高塚 真希

4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前10時

千葉地方裁判所佐倉支部

## 令和7年(フ)第4927号

東京都葛飾区新宿5丁目16番3号

債務者 有限会社ナカシン企画

代表者代表取締役 鷺見 昭裕

1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 皆川 秀幸

4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第4929号

東京都台東区千束2丁目20番7号 開口ビル2F

債務者 富士通商株式会社

代表者代表取締役 山崎 晃慈

1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 岩本 幸惠

4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後1時30分

1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 川上 善行  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第4965号

東京都足立区大谷田5丁目31番1号

債務者 有限会社八甲住宅

代表者代表取締役 片野 敏一

1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 湯澤 聰

4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第4992号

東京都千代田区神田富山町7 B I Z S M A R T 神田富山町

債務者 株式会社コンテンツエッジ

代表者代表取締役 山下 剛正

1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 品谷 圭佑

4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第5003号

埼玉県さいたま市南区松本4丁目4番10号

アムールチュラⅢ-202号

債務者 有限会社スパンク企画

代表者代表取締役 霜田 知也

1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 萩原 勇

4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

|               |   |  |               |
|---------------|---|--|---------------|
| 令和7年(フ)第5005号 | 4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午後2時  | 東京都葛飾区東新小岩6丁目13番25号<br>債務者 株式会社dot5<br>代表者代表取締役 立山 翔太<br>1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 大和加代子<br>4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10時                              | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第5007号 | 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 中筋 賢治<br>4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10時30分 | 東京都武蔵野市吉祥寺東町2丁目35番11号<br>債務者 Le Coプロパティー株式会社<br>代表者代表取締役 菅原 高利<br>1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 寺本 昌晋<br>4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10時                     | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第5009号 | 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 林 納<br>4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午後1時30分    | 東京都杉並区荻窪3丁目47番18号<br>債務者 株式会社クレデンシャル総合研究所<br>代表者代表取締役 中村 圭一<br>1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 大野 真央<br>4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午後1時                         | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第5011号 | 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 小松 純士<br>4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午前11時    | 東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目35番3号<br>債務者 株式会社コラソンインターナショナル<br>代表者代表取締役 萬木 雄伸<br>1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 村上晋太郎   | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第5015号 | 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 脇田 淳<br>4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10時     | 東京都品川区上大崎4丁目3番6号 同潤ビル302<br>債務者 株式会社Mirey<br>代表者代表取締役 前川 幸恵<br>1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 中筋 賢治<br>4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10時30分                     | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第5056号 | 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 関 由起子<br>4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午前11時    | 東京都台東区浅草橋5丁目9番7号 原田ビル2F<br>債務者 株式会社L&L<br>代表者代表取締役 荒井 淳子<br>1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 林 納<br>4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午後2時                              | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第5057号 | 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 河野 祥多<br>4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午後1時30分  | 東京都中央区日本橋箱崎町32番3号<br>債務者 株式会社アスク<br>代表者代表取締役 内田 直道<br>1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 小松 純士<br>4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午前11時                                 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第5058号 | 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 加藤 啓嗣<br>4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午後1時30分  | 東京都港区芝浦1丁目9番3号 PDビル6階<br>債務者 有限会社セイショウトレーディングインコーポレーション<br>代表者代表取締役 山本しづの<br>1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 脇田 淳<br>4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10時           | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第5064号 | 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 松尾 浩順<br>4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午前10時    | 東京都中央区銀座7丁目13番6号 サガミビル2階<br>債務者 Iris株式会社<br>代表者代表取締役 水野 芳純<br>1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 関 由起子<br>4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午前11時                         | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第5065号 | 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 金 哲敏<br>4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午前10時     | 東京都品川区南品川2丁目12番2号 川奈ビル701号室<br>債務者 エグゼクティブコンサルタントインターナショナル株式会社<br>代表者代表取締役 三宅雄二郎<br>1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 橋本 裕二<br>4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午後1時30分 | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第5080号 | 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 川崎健一郎<br>4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午前10時    | 東京都杉並区和泉4丁目18番5号 リバーサイドハイツ8号棟303<br>債務者 株式会社ヒカリ技建<br>代表者代表取締役 曽我部 博<br>1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 加藤 啓嗣<br>4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午後1時30分              | 東京地方裁判所民事第20部 |

**令和7年(フ)第5090号**  
埼玉県深谷市柳挽133番地1  
債務者 合同会社エフプロト  
代表者代表社員 岡田 昌美  
1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 田中 智之  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第5128号**  
東京都渋谷区恵比寿1丁目16番29号  
債務者 恵比寿不動産販売株式会社  
代表者代表取締役 若生 信幸  
1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 寺崎 京  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第5129号**  
東京都新宿区新宿2丁目3番11号  
債務者 e b i s u 株式会社  
代表者代表取締役 若生 信幸  
1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 寺崎 京  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第5138号**  
東京都板橋区大谷口1丁目53番13 ヴィラサカイⅢ102号  
債務者 有限会社フロント企画  
代表者代表取締役 石鍋 公載  
1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 須長駿太郎  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第5139号**  
東京都板橋区泉町22番3号、商業登記簿上の本店所在地埼玉県さいたま市南区文蔵1丁目8番8号  
債務者 株式会社無添加計画  
代表者代表取締役 濑野 剛史  
1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 辛川 力太  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第5140号**  
東京都豊島区西池袋5丁目1番3号 メトロシティ西池袋4階  
債務者 株式会社キャロット  
代表者代表取締役 青代 恭基  
1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 黒崎 育子  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第5274号**  
東京都板橋区新河岸3丁目6番1号  
債務者 株式会社リノセンス  
代表者代表取締役 木曾 浩久  
1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 島田 充生  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1144号**  
千葉県市原市北国分寺台4丁目3番地9クレバール壱番館105号  
債務者 合同会社美月工業  
代表者代表社員 高木 勝也  
1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 下山 修司  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月28日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午後1時20分  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係  
**令和7年(フ)第990号**  
千葉県船橋市大穴南2丁目35番5号  
債務者 有限会社駒水商事さつまや  
代表者取締役 駒水 太一  
1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 曾我 一義  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前11時20分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第99号**  
香川県丸亀市通町52番地9  
債務者 さとや株式会社  
代表者代表取締役 須崎 文彦  
1 決定年月日時 令和7年7月30日午後4時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 籠池 信宏  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月10日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前11時30分  
高松地方裁判所丸亀支部

**令和7年(フ)第96号**  
富山県南砺市土生新972番地  
債務者 F I T H 合同会社  
代表者代表社員 本田 阜郎  
1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 酒井 貴春  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月11日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前10時10分  
富山地方裁判所高岡支部

**令和7年(フ)第209号**  
群馬県前橋市西善町749番地6  
債務者 株式会社Z E R O - M A X  
代表者代表取締役 水上 孝  
1 決定年月日時 令和7年7月31日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 土坂 和也  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午前10時15分  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

|               |  |
|---------------|--|
| 令和7年(フ)第1363号 | 札幌市西区琴似1条5丁目4番24号<br>債務者 株式会社D·O·N企画<br>代表者代表取締役 金谷 吉晃<br>1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 大嶋 一生<br>4 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前11時<br>札幌地方裁判所民事第4部    |
| 令和7年(フ)第1321号 | 札幌市中央区南1条西6丁目11番地<br>債務者 株式会社世界紀行<br>代表者代表取締役 チュアン・プリティア<br>1 決定年月日時 令和7年7月30日午前10時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 中島 正博<br>4 破産債権の届出期間 令和7年9月19日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時<br>札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和6年(フ)第652号  | 住居所 不明、最後の住所千葉県船橋市習志野台4丁目710番地18<br>債務者 曽我 郁人<br>1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 下山 修司<br>4 破産債権の届出期間 令和7年9月30日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午後2時<br>千葉地方裁判所民事第4部破産再生係        |
| 令和7年(フ)第586号  | 千葉県松戸市上本郷895番地の2新葉ラピス第三ビル101号室<br>債務者 株式会社K-WING<br>代表者代表取締役 高木 悠太<br>1 決定年月日時 令和7年7月28日午後3時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 芦部勇一郎  |

|   |   |
|---|---|
| 4 破産債権の届出期間 令和7年8月28日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前10時<br>千葉地方裁判所松戸支部民事部 | 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 白井 秀侑<br>4 破産債権の届出期間 令和7年9月10日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午後2時<br>宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係  |
| 令和7年(フ)第365号  | 相模原市南区上鶴間6丁目19番20号<br>債務者 有限会社リトル<br>代表者取締役 岡本 雅弥<br>1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 長南 悠<br>4 破産債権の届出期間 令和7年8月28日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午後2時<br>横浜地方裁判所相模原支部   |
| 令和7年(フ)第112号  | 福島県二本松市永田5丁目101番地2<br>債務者 株式会社きくち木工<br>代表者代表取締役 菊地 啓子<br>1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 澤井 功<br>4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午後1時30分<br>福島地方裁判所   |
| 令和7年(フ)第403号  | 神奈川県中郡二宮町山西770番地<br>債務者 有限会社石川精密<br>代表者取締役 石川 淳<br>1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 藤嶋 崇友<br>4 破産債権の届出期間 令和7年9月9日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前11時30分<br>富山地方裁判所高岡支部  |
| 令和7年(フ)第484号  | 横浜地方裁判所小田原支部民事部<br>栃木県宇都宮市川田町810番地2、商業登記簿上の本店所在地栃木県宇都宮市築瀬町1493番地<br>債務者 株式会社大水<br>代表者代表取締役 花塚 秀春<br>1 決定年月日時 令和7年8月1日午前11時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 山口 敏彦<br>4 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前10時35分<br>富山地方裁判所高岡支部 |

|              |   |
|--------------|---|
| 令和7年(フ)第159号 | 静岡県三島市大場449番地2階<br>債務者 株式会社エムアイファクトリー<br>代表者代表取締役 安孫子伸一<br>1 決定年月日時 令和7年7月30日午後3時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 長橋 良<br>4 破産債権の届出期間 令和7年9月30日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午後1時30分<br>静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第98号  | 鳥取県境港市渡町2133番地2<br>債務者 有限会社境港板金<br>代表者代表取締役 都田 広<br>1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 法人 アザレア法律事務所<br>4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午後3時30分<br>鳥取地方裁判所米子支部        |
| 令和7年(フ)第108号 | 富山県射水市海王町21番地<br>債務者 株式会社新湊かまぼこ<br>代表者代表取締役 柴 達義<br>1 決定年月日時 令和7年8月1日午前11時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 作井 康人<br>4 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前10時30分<br>富山地方裁判所高岡支部             |
| 令和7年(フ)第109号 | 富山県射水市海王町21番地<br>債務者 株式会社夢テラス海王<br>代表者代表取締役 柴 達義<br>1 決定年月日時 令和7年8月1日午前11時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 磯部 豆<br>4 破産債権の届出期間 令和7年9月11日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午後2時30分<br>富山地方裁判所高岡支部              |
| 令和7年(フ)第354号 | 新潟県五泉市本町3丁目5番3号<br>債務者 株式会社南沢テキスタイル<br>代表者代表取締役 鶴巻 順一<br>1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 磯部 豆<br>4 破産債権の届出期間 令和7年9月11日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午後2時30分<br>新潟地方裁判所             |

|   |  |  |   |
|---|--|--|---|
| 令和7年(フ)第355号<br>新潟県五泉市本町3丁目5番3号<br>債務者 株式会社荒川テキスタイル<br>代表者代表取締役 霧巻 順一<br>1 決定年月日時 令和7年7月31日午後4時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 磯部 亘<br>4 破産債権の届出期間 令和7年9月11日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午後2時40分<br>6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。<br>新潟地方裁判所民事部      | 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 野口 新<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後2時20分<br>名古屋地方裁判所民事第2部   | 令和7年(フ)第329号<br>兵庫県尼崎市七松町3丁目2番24号福本産業ビル301<br>債務者 アイアンドティック株式会社<br>代表者代表取締役 田口 秀勝<br>1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 三道 政弥<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前10時<br>神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 | 1 決定年月日時 令和7年7月31日午前9時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 徳田 陽一<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午前10時<br>高松地方裁判所民事部破産・再生係   |
| 令和7年(フ)第60号<br>兵庫県西脇市野村町1796番地の30<br>債務者 有限会社サン・リフォーム兵庫<br>代表者代表取締役 秋和 紅美<br>1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 立花 隆介<br>4 破産債権の届出期間 令和7年9月25日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午前10時50分<br>6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。<br>神戸地方裁判所支部 | 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 関谷 尚宏<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午後3時<br>仙台地方裁判所第4民事部破産係   | 令和7年(フ)第832号<br>仙台市青葉区錦ヶ丘1丁目3番地1錦ヶ丘ヒルサイドモール内<br>債務者 株式会社フリーラン<br>代表者代表取締役 関谷 尚宏<br>1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 古平 弘樹<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午前10時30分<br>前橋地方裁判所民事部破産再生係   | 令和7年(フ)第162号<br>群馬県伊勢崎市三室町5288-1<br>債務者 株式会社鴻上組<br>代表者代表取締役 鴻上 克俊<br>1 決定年月日時 令和7年7月31日午前10時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 小野 恭<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前11時30分<br>青森地方裁判所八戸支部破産係                  |
| 令和7年(フ)第39号<br>京都府亀岡市常磐湯本町三函299番地の11<br>債務者 株式会社青木塗装<br>代表者代表取締役 青木 宏文<br>1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 大堀 和哉<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前11時<br>福島地方裁判所いわき支部  | 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 飯田 匡崇<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午前10時30分<br>名古屋地方裁判所民事第2部  | 令和7年(フ)第90号<br>福島県いわき市常磐湯本町三函299番地の11<br>債務者 株式会社青木塗装<br>代表者代表取締役 青木 宏文<br>1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 大堀 和哉<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午前10時30分<br>名古屋地方裁判所民事第2部             | 令和7年(フ)第1407号<br>名古屋市中区錦3丁目11番25号 アーク栄錦ニュービジネスビル7F<br>債務者 ユニゾンスクエア株式会社<br>代表者代表取締役 河野 宏昭<br>1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 林 秀明<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午後2時<br>名古屋地方裁判所民事第2部 |
| 令和7年(フ)第204号<br>愛知県豊橋市三ツ相町208番地<br>債務者 株式会社シーエスマインド<br>代表者代表取締役 鈴木 健人<br>1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 小林 克彰<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午後1時40分<br>名古屋地方裁判所豊橋支部   | 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 関本 和臣<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午後2時10分<br>横浜地方裁判所第3民事部  | 令和7年(フ)第229号<br>香川県高松市木太町5068番地5<br>債務者 有限会社増田工務店<br>代表者代表取締役 増田 隆<br>1 決定年月日時 令和7年7月31日午前9時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 伊藤明日佳<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午後1時30分<br>釧路地方裁判所民事部                     | 令和7年(フ)第120号<br>青森県八戸市類家4丁目21番8号<br>債務者 文化タクシー株式会社<br>代表者代表取締役 盛田 英明<br>1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 小野 恭<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前11時30分<br>青森地方裁判所八戸支部破産係                |
| 令和7年(フ)第1600号<br>愛知県小牧市篠岡2丁目1番地1<br>債務者 株式会社濱西業務<br>代表者代表取締役 濱西 正二  | 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後4時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 三道 政弥<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午後1時40分<br>名古屋地方裁判所豊橋支部   | 令和7年(フ)第162号<br>群馬県伊勢崎市三室町5288-1<br>債務者 株式会社鴻上組<br>代表者代表取締役 鴻上 克俊<br>1 決定年月日時 令和7年7月31日午前10時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 小野 恭<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前11時30分<br>青森地方裁判所八戸支部破産係                 | 令和7年(フ)第1675号<br>名古屋市中川区新家2丁目102番地<br>債務者 有限会社エフ・ピー<br>代表者代表取締役 秋山 隆<br>1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 林 秀明<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午後2時<br>名古屋地方裁判所民事第2部                     |
| 令和7年(フ)第352号<br>大阪府池田市菅原町10番7号<br>債務者 YOYOTO合同会社<br>代表者代表社員 西山 文愛<br>1 決定年月日時 令和7年7月30日午後4時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 浦田 修志<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午後1時40分<br>横浜地方裁判所第3民事部   | 令和7年(フ)第1096号<br>横浜市旭区白根7丁目29番4-217号<br>債務者 エム・ライブ株式会社<br>代表者代表取締役 宮本 亨<br>1 決定年月日時 令和7年7月30日午後4時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 飯田 匡崇<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午後2時10分<br>横浜地方裁判所第3民事部 | 令和7年(フ)第155号<br>北海道釧路郡釧路町桂木3丁目1番地1<br>債務者 有限会社ケーエス<br>代表者取締役 邵 龍珍<br>1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 伊藤明日佳<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午後1時30分<br>釧路地方裁判所民事部                      | 令和7年(フ)第155号<br>北海道釧路郡釧路町桂木3丁目1番地1<br>債務者 有限会社ケーエス<br>代表者取締役 邵 龍珍<br>1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 伊藤明日佳<br>4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午後1時30分<br>釧路地方裁判所民事部                       |

## 令和7年(フ)第312号

宮崎市阿波岐原町松下2940番1  
債務者 株式会社ベジフル宮崎  
代表者代表取締役 松本 友幸  
1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 竹村 圭介  
宮崎地方裁判所破産係

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

## 令和7年(フ)第74号

宮城県東松島市矢本字上館下38番地1  
債務者 氏家 浩  
1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 住吉 翁洋  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月18日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後3時  
6 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで  
仙台地方裁判所石巻支部破産係

## 令和7年(フ)第45号

鹿児島市小野1丁目10番30号 コンフォールふく103号、申立時の住所鹿児島県薩摩郡さつま町中津川2081番地6  
債務者 松原真砂美(旧姓大矢)  
1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 米田 圭吾  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前10時55分  
6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで  
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

## 令和7年(フ)第172号

神奈川県秦野市南矢名2224番地の6 城山八ツA 302号  
債務者 山崎 伯士

1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 山梨 大輔  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午前10時  
6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

## 令和7年(フ)第407号

神奈川県小田原市南鷗宮1丁目16番37号 サンリバー南鷗宮202  
債務者 中村 一正  
1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 白川 秀信  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午後2時

6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

## 令和7年(フ)第442号

神奈川県小田原市久野1633番地の5 遠藤貸家  
債務者 滝沢 好美  
1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 岡安 知巳  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午前11時  
6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

## 令和7年(フ)第970号

札幌市白石区本郷通11丁目南1番9-305号  
債務者 菅井 広宣  
1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 今井明日香  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前11時15分  
6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第1184号

千葉県八千代市ゆりのき台5丁目1番地4  
アルバ八千代208号  
債務者 竹村 深優  
1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 大石 聰子  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午後1時40分

6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(フ)第92号

富山市三上177番地3  
債務者 松原美智子  
1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 石黒 健一  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10時15分

6 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで  
富山地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第945号

千葉市中央区矢作町588番地  
債務者 野口 智也  
1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 清水 佐和  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月28日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午前11時20分  
6 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(フ)第928号

千葉県船橋市芝山5丁目41番6号  
債務者 宇津木美和  
1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 菊川 秀明  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前11時50分  
6 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午後2時

6 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(フ)第1136号

千葉市若葉区高品町541番地1 インプレスト高品111号  
債務者 椎名夕希子  
1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 東 耕三  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前11時

6 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(フ)第1151号

千葉市花見川区長作町190番地 中台コープC号  
債務者 弘田 安孝  
1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 宮山 雅光  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前11時20分

6 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(フ)第746号

千葉市花見川区柏井4丁目20番3号  
債務者 天野いづみ  
1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 福田佐知子  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前11時20分

6 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

|  |   |   |
|--|---|---|
| 令和7年(フ)第1040号<br>千葉市稻毛区小深町260番地1 グランデ<br>ジュ福島204号<br>債務者 真壁 美幸<br>1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 田部井宏明<br>4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前10時40分<br>6 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで<br>千葉地方裁判所民事第4部破産再生係<br>令和7年(フ)第1169号<br>千葉県八千代市勝田台7丁目5番地24 ジュ<br>ネパレス八千代第8-202号<br>債務者 浅野 秀平<br>1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 石川 賢悟<br>4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前10時20分<br>6 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで<br>千葉地方裁判所民事第4部破産再生係<br>令和7年(フ)第1660号<br>名古屋市南区呼続1丁目8番9号<br>債務者 ベアーモーターズこと 鈴木 重雄<br>1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 市川 裕子<br>4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前10時20分<br>6 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで<br>名古屋地方裁判所民事第2部<br>令和7年(フ)第991号<br>千葉県船橋市南三咲3丁目28番1号 アルカ<br>ンシエルA棟104号<br>債務者 駒水 太一<br>1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 曾我 一義<br>4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで | 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午前10時20分<br>6 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで<br>千葉地方裁判所民事第4部破産再生係<br>令和7年(フ)第1145号<br>千葉県市原市北国分寺台4丁目3番地9 ク<br>レペール壱番館105号<br>債務者 高木 勝也<br>1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 下山 修司<br>4 破産債権の届出期間 令和7年8月28日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午後1時20分<br>6 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで<br>千葉地方裁判所民事第4部破産再生係<br>令和7年(フ)第920号<br>千葉市稻毛区稻毛東6丁目10番2棟1204号<br>債務者 内野 舞季<br>1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 山村 清治<br>4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午後2時<br>6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで<br>千葉地方裁判所民事第4部破産再生係<br>令和7年(フ)第174号<br>神奈川県厚木市恩名3丁目13番18号<br>債務者 岡 彩楓<br>1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 中川裕貴子<br>4 破産債権の届出期間 令和7年9月9日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後2時30分<br>6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>横浜地方裁判所民事部<br>令和7年(フ)第404号<br>神奈川県中郡二宮町山西770番地<br>債務者 石川 淳<br>1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 藤嶋 崇友<br>4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで | 4 破産債権の届出期間 令和7年9月9日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前11時30分<br>6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで<br>横浜地方裁判所小田原支部民事部<br>令和7年(フ)第1187号<br>名古屋市北区駒止町2丁目82番地 ディアス<br>黒川202号<br>債務者 笹山 勝貴<br>1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 加藤 淳也<br>4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで<br>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午後1時40分<br>6 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで<br>鳥取地方裁判所民事部<br>令和7年(フ)第299号<br>宮崎市大字小松224番地1<br>債務者 黒木 信二<br>1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時30分<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 三島里都子<br>4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで<br>鳥取地方裁判所民事部<br>令和7年(フ)第75号<br>宮崎県都城市志比田町5325番地8 ニュウ<br>ジーコート都城102号<br>債務者 中屋 孝之<br>1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 近藤 和弘<br>4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで<br>宮崎地方裁判所都城支部<br>令和7年(フ)第84号<br>宮崎県都城市金田町1996番地2 河野貸家D棟<br>債務者 上村 那弥<br>1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 川添 正浩<br>4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで<br>宮崎地方裁判所都城支部<br>令和7年(フ)第17号<br>宮崎県日南市中央通1丁目8番地5 バロ<br>ン・ドール203号、前住所宮崎県串間市大字<br>都井2098番地<br>債務者 泉 由莉奈<br>1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 成見 晓子<br>4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで<br>宮崎地方裁判所日南支部<br>令和7年(フ)第1827号<br>大阪市港区市岡元町2丁目8番20号 W I N<br>G S 市岡元町 702号<br>債務者 久田 飛鳥<br>1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時<br>2 主文 傾務者について破産手続を開始する。<br>3 破産管財人 弁護士 畑 幸<br>4 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで<br>大阪地方裁判所第6民事部 |
|--|---|---|

**破産手続開始・破産手続廃止  
及び免責許可申立てに関する  
意見申述期間**

**令和7年(フ)第268号**

北海道亀田郡七飯町大川5丁目12番8号  
203

債務者 野戸 健

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで  
函館地方裁判所

**令和7年(フ)第274号**

函館市中道2丁目6番18号 205

債務者 下山 春香

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで  
函館地方裁判所

**令和7年(フ)第1414号**

名古屋市西区菊井2丁目2番15号 パークサ  
イド菊井303号

債務者 中矢 亮

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第1511号**

名古屋市南区元柴田東町2丁目1番地の1

宝名南ハイツ105号

債務者 菅原 孝一

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第1512号**

名古屋市南区元柴田東町2丁目1番地の1

宝名南ハイツ105号

債務者 菅原 直子

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第1532号**

愛知県東海市名和町口前後23番地 クラウン  
ハイツA号

債務者 加藤 雄次

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第1580号**

名古屋市千種区小松町6丁目12番地の1  
カーサフェリーチェW203号

債務者 村川みこと

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第1639号**

名古屋市中村区日比津町3丁目7番3号  
コーポ近藤203号

債務者 高島 明香

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第1156号**

埼玉県蓮田市馬込2丁目248番地 ハイツ  
B・B103号

債務者 高橋 正志

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第1161号**

さいたま市緑区宮本2丁目19番地8 グリー  
ンパーク203、旧住所東京都練馬区石神井町  
4丁目14番13号 バウムハウス201

債務者 岡田 直人

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第1173号**

さいたま市北区宮原町3丁目148番地1 第  
2葵マンション302

債務者 笹木 奈々

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第1210号**

さいたま市岩槻区美幸町2番9号 あおい  
荘、旧住所さいたま市岩槻区大字馬込357番  
地1 かえで荘3号室

債務者 大塚 直

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第1219号**

さいたま市浦和区瀬ヶ崎3丁目14番1号 プ  
チメゾン・セガサキ202号室

債務者 熊谷 拓也

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第74号**

新潟県十日町市中屋敷153番地11

債務者 水落 裕

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで  
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**令和7年(フ)第109号**

新潟県刈羽郡刈羽村大字赤田町方665番地  
債務者 橋爪 正春

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで  
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**令和7年(フ)第179号**

愛知県蒲郡市西浦町西馬相36番地1 プレス  
テージ西浦208

債務者 櫻木麻友香

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで  
名古屋地方裁判所豊橋支部

|              |  |
|--------------|--|
| 令和7年(フ)第247号 | 代替住所A(旧住所山口県山口市平井1502番地3(フロンティアA102))<br>債務者 内田 藍斗(旧姓向井)<br>1 決定年月日時 令和7年7月31日午前10時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで<br>岡山地方裁判所倉敷支部破産係 |
| 令和7年(フ)第249号 | 岡山県都窪郡早島町早島274番地<br>債務者 佐藤 良子<br>1 決定年月日時 令和7年7月31日午前10時<br>2 主文 債務者について破産手続を開始する。<br>本件破産手続を廃止する。<br>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。<br>4 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで<br>岡山地方裁判所倉敷支部破産係                            |
|              | <b>破産手続終結</b>  |
| 令和7年(フ)第103号 | 千葉県柏市新柏4丁目1番地1 オークパレス101号、前住所千葉県八千代市萱田2234番地67<br>破産者 大澤 雅俊<br>1 決定年月日 令和7年7月28日<br>2 主文 本件破産手続を終結する。<br>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。<br>千葉地方裁判所松戸支部民事部                                    |
| 令和6年(フ)第195号 | 福島県いわき市四倉町字梅ヶ丘214番地3<br>破産者 株式会社國玉興業<br>1 決定年月日 令和7年7月31日<br>2 主文 本件破産手続を終結する。<br>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。<br>福島地方裁判所いわき支部   |
| 令和6年(フ)第50号  | 岩手県北上市和賀町長沼1地割10番地<br>破産者 株式会社ミレーヌ・ジャパン<br>1 決定年月日 令和7年8月1日<br>2 主文 本件破産手続を終結する。<br>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。<br>盛岡地方裁判所花巻支部  |

|               |  |
|---------------|--|
| 令和6年(フ)第213号  | 東京都町田市金森4丁目8番6-201号、破産手続開始決定時の住所東京都町田市金森3丁目6番13号<br>破産者 桑原 貢<br>1 決定年月日 令和7年8月1日<br>2 主文 本件破産手続を終結する。<br>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。<br>東京地方裁判所立川支部民事第4部                                |
| 令和5年(フ)第520号  | 熊本市北区清水東町7番50号<br>破産者 株式会社イワイホーム<br>1 決定年月日 令和7年8月1日<br>2 主文 本件破産手続を終結する。<br>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。<br>熊本地方裁判所民事第1部破産再生係   |
| 令和6年(フ)第209号  | 北九州市八幡西区高江5丁目4番13号(101)、開始決定時の住所福岡県遠賀郡水巻町二東1丁目4番16号<br>破産者 柳原 克美<br>1 決定年月日 令和7年7月30日<br>2 主文 本件破産手続を終結する。<br>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。<br>福岡地方裁判所小倉支部第1民事部                           |
| 令和6年(フ)第2164号 | 札幌市白石区菊水3条1丁目4番19-505号<br>破産者 河村 豆泰<br>1 決定年月日 令和7年7月31日<br>2 主文 本件破産手続を終結する。<br>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。<br>4 主文 破産者について免責を許可する。<br>札幌地方裁判所民事第4部                                    |
| 令和6年(フ)第217号  | 札幌市西区発寒6条11丁目8番1号 ソレイユi k-202号<br>破産者 計良 幸雄<br>1 決定年月日 令和7年7月31日<br>2 主文 本件破産手続を終結する。<br>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。<br>4 主文 破産者について免責を許可する。<br>札幌地方裁判所民事第4部                            |
| 令和6年(フ)第741号  | 名古屋市守山区鳥神町164番地の1 M'sエトワール201号<br>破産者 市川 裕之<br>1 決定年月日 令和7年7月31日<br>2 主文 本件破産手続を終結する。<br>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。<br>4 主文 破産者について免責を許可する。<br>名古屋地方裁判所民事第2部                           |
| 令和7年(フ)第27号   | 福岡県久留米市東町1-31 ムーンリバーワーク留米東町701、住民票上の住所福岡県糟屋郡宇美町桜原2丁目10番5号<br>破産者 小宮 麻里<br>1 決定年月日 令和7年7月31日<br>2 主文 本件破産手続を終結する。<br>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。<br>4 主文 破産者について免責を許可する。<br>福岡地方裁判所久留米支部 |
| 令和6年(フ)第94号   | 北海道室蘭市西小路町13番12号<br>破産者 行澤 弘美<br>1 決定年月日 令和7年8月1日<br>2 主文 本件破産手続を終結する。<br>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。<br>4 主文 破産者について免責を許可する。<br>札幌地方裁判所室蘭支部破産係   |
| 令和6年(フ)第57号   | 宮崎県日南市上平野町1丁目7番地3 上平野武番館303号<br>破産者 河野 和代<br>1 決定年月日 令和7年8月1日<br>2 主文 本件破産手続を終結する。<br>3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。<br>4 主文 破産者について免責を許可する。<br>宮崎地方裁判所日南支部                                   |

**破産債権の届出期間及び一般調査期間**

**令和6年(フ)第23号**

福岡県久留米市津福今町404番地112 津福サンハイツ201号、開始決定時の住所福岡県久留米市大善寺南2丁目7番 県営大善寺団地300棟101号

破産者 フラッシュ工芸こと 加藤 竜二

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月2日午前10時20分

令和7年7月31日

福岡地方裁判所久留米支部

**令和7年(フ)第149号**

北九州市八幡東区祇園3丁目4番21-503号

破産者 谷川 晴紀

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで
  - 2 一般調査期日 令和7年10月10日午前11時
- 令和7年7月30日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和6年(フ)第417号**

熊本県八代市通町5番36号の2

破産者 株式会社幸

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで
  - 2 一般調査期日 令和7年9月10日午前11時
- 令和7年7月30日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和6年(フ)第486号**

熊本市南区出仲間5丁目6番1-609号

破産者 澤 亜希

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで
  - 2 一般調査期日 令和7年9月10日午前11時
- 令和7年7月30日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**破産債権の届出期間及び一般調査期間**

**令和7年(フ)第186号**

宮崎市瀬頭2丁目2番18号

破産者 加藤 真知

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで
- 2 一般調査期間 令和7年10月10日から令和7年10月17日まで

令和7年8月1日 宮崎地方裁判所破産係

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

**令和7年(フ)第12号**

宮崎県日南市南郷町榎原甲264番地1 榎原上講団地3号

破産者 谷口 篤

異議申述期間 令和7年9月12日まで

令和7年8月1日 宮崎地方裁判所日南支部

**令和7年(フ)第536号**

大阪市平野区加美北4丁目5番54号

破産者 河東こと CHUNG SEUNG I

N 鄭 勝仁

異議申述期間 令和7年9月25日まで

令和7年7月31日

大阪地方裁判所第6民事部

**小規模個人再生による再生手続き開始**

**令和7年(再イ)第4号**

愛媛県今治市小泉2丁目1番5号

再生債務者 佐々木 郁

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続きを開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月8日まで

4 一般異議申述期間 令和7年8月15日から令和7年8月22日まで

松山地方裁判所今治支部

**令和7年(再イ)第35号**

愛知県犬山市大字羽黒字成海郷79番地8

再生債務者 水野 博士

- 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続きを開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月20日まで

4 一般異議申述期間 令和7年8月27日から令和7年9月3日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

**令和7年(再イ)第17号**

釧路市貝塚1丁目6番16号

再生債務者 高岡 浩介

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続きを開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月4日から令和7年9月11日まで

釧路地方裁判所民事部

**令和7年(再イ)第39号**

栃木県宇都宮市鶴田町3357番地3 レオパレスクレイン105号室

再生債務者 石川 孝之

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続きを開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月4日から令和7年9月12日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

**令和7年(再イ)第88号**

埼玉県久喜市青葉5丁目14番地9

再生債務者 里見 優子

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続きを開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月21日まで

4 一般異議申述期間 令和7年9月4日から令和7年9月11日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

**令和7年(再イ)第25号**

岐阜県各務原市那加桜町1丁目121番地11

再生債務者 可児 吉康

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続きを開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月21日まで

4 一般異議申述期間 令和7年9月4日から令和7年9月11日まで

岐阜地方裁判所

**令和7年(再イ)第28号**

岐阜県各務原市那加柄山町91番地

再生債務者 松島 章浩

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続きを開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月21日まで

4 一般異議申述期間 令和7年9月4日から令和7年9月11日まで

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続きを開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月21日まで

- 4 一般異議申述期間 令和7年8月28日から令和7年9月4日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部  
令和7年(再イ)第166号  
北海道石狩市花川南8条1丁目174番地  
再生債務者 作田 一樹

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続きを開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月5日から令和7年9月12日まで

札幌地方裁判所民事第4部  
令和7年(再イ)第23号  
滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上5755番地2  
再生債務者 石川 裕記

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続きを開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月28日から令和7年9月11日まで

大津地方裁判所彦根支部  
令和7年(再イ)第25号  
滋賀県彦根市原町136番地35  
再生債務者 中井 秀和

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続きを開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月28日から令和7年9月11日まで

大津地方裁判所彦根支部  
令和7年(再イ)第5号  
鳥取県境港市渡町3064番地1 夢ハウス1-D号  
再生債務者 松本 知己

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続きを開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月5日から令和7年9月12日まで

鳥取地方裁判所米子支部

|  |   |  |
|--|---|--|
| 令和7年（再イ）第11号<br>岡山県津市志戸部661番地1 日下コーポ<br>2号館202<br>再生債務者 中尾 直樹<br>1 決定年月日時 令和7年7月31日午前10時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年8月25日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年9月4日から令和7年9月16日まで<br>岡山地方裁判所津山支部 | 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年9月3日から令和7年9月17日まで<br>大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係  | 令和7年（再イ）第258号<br>東京都葛飾区東水元2-29-13<br>再生債務者 谷口奈美子<br>1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年8月28日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年9月11日から令和7年9月18日まで<br>横浜地方裁判所第3民事部再生係      |
| 令和6年（再イ）第115号<br>千葉県鎌ヶ谷市東鎌ヶ谷1丁目2番19-22号<br>再生債務者 阿井 勇二<br>1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年8月26日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年9月2日から令和7年9月16日まで<br>千葉地方裁判所松戸支部民事部      | 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令和7年9月17日まで<br>熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 | 令和7年（再イ）第328号<br>東京都武蔵野市吉祥寺南町3-26-15<br>再生債務者 稲ヶ部隼人<br>1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年8月28日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年9月11日から令和7年10月2日まで<br>東京地方裁判所民事第20部     |
| 令和7年（再イ）第34号<br>茨城県小美玉市羽鳥1898番地94<br>再生債務者 大澤 浩章<br>1 決定年月日時 令和7年7月30日午後5時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令和7年10月1日まで<br>水戸地方裁判所                  | 1 決定年月日時 令和7年7月30日午後1時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令和7年9月17日まで<br>熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 | 令和7年（再イ）第329号<br>東京都江戸川区大杉4-25-3<br>再生債務者 後藤 偵一<br>1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年8月28日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年9月11日から令和7年10月2日まで<br>東京地方裁判所民事第20部         |
| 令和7年（再イ）第35号<br>千葉県我孫子市柴崎台3丁目4番12号<br>再生債務者 大橋 辰也<br>1 決定年月日時 令和7年7月30日午後3時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年8月27日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年9月10日から令和7年10月1日まで<br>千葉地方裁判所松戸支部民事部          | 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年8月28日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年9月11日から令和7年10月2日まで<br>水戸地方裁判所           | 令和7年（再イ）第80号<br>横浜市栄区公田町740番地 17棟303号<br>再生債務者 鎌田 修弘<br>1 決定年月日時 令和7年7月31日午前10時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年8月28日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年9月11日から令和7年9月18日まで<br>横浜地方裁判所第3民事部再生係 |
| 令和7年（再イ）第50号<br>大阪府貝塚市北町1番6号<br>再生債務者 相谷 茂   | 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年8月28日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年9月11日から令和7年10月2日まで<br>水戸地方裁判所           | 令和7年（再イ）第116号<br>横浜市南区永田台10番14号 りぶいん永田台<br>202<br>再生債務者 山下慎太郎  |
|  |   | 1 決定年月日時 令和7年7月31日午前10時<br>2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。<br>3 再生債権の届出期間 令和7年8月28日まで<br>4 一般異議申述期間 令和7年9月11日から令和7年9月18日まで<br>福岡地方裁判所大牟田支部  |

## 令和7年(再イ)第31号

熊本県宇土市松原町191番地5

再生債務者 内村 修

- 1 決定年月日時 令和7年7月31日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月11日から令和7年9月18日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

## 令和7年(再イ)第135号

神奈川県藤沢市用田787番地の6

再生債務者 青木 徹徳

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令和7年9月19日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

## 令和7年(再イ)第4号

新潟県燕市南7丁目14番14-1号

再生債務者 山田 淳史

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令和7年10月3日まで

新潟地方裁判所三条支部

## 令和7年(再イ)第12号

石川県小松市村松町160番地 (従前の住所)

石川県小松市串町南197番地 ジュスティス101

再生債務者 西出 勇太

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月5日から令和7年9月19日まで

金沢地方裁判所小松支部

## 令和7年(再イ)第10号

福井県敦賀市金山36号5番地の1

再生債務者 龍 裕二

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月5日から令和7年9月19日まで

福井地方裁判所敦賀支部再生係

## 令和7年(再イ)第18号

広島県福山市三吉町南1丁目17番9号

再生債務者 ヘアーサロンChakiこと 茶木 等

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月5日から令和7年9月19日まで

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

## 令和7年(再イ)第22号

香川県高松市牟礼町牟礼489番地2 ニューシティ一八栗田A103号室

再生債務者 高橋 竜史

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令和7年9月26日まで

高松地方裁判所民事部破産・再生係

## 令和7年(再イ)第10号

福岡県田川市西本町4番18号

再生債務者 身吉 勝利

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月5日から令和7年9月12日まで

福岡地方裁判所田川支部

## 令和7年(再イ)第23号

宮崎市北権現町237番地3 ブランドールⅡ204号

再生債務者 植村 和代

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令和7年9月22日まで

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

## 令和7年(再イ)第7号

宮崎県都城市庄内町12361番地29

再生債務者 西 裕太郎

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令和7年9月19日まで

宮崎地方裁判所都城支部

## 令和7年(再イ)第12号

鹿児島県姶良市鍋倉136番地6

再生債務者 武島 浩成

- 1 決定年月日時 令和7年8月1日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令和7年9月19日まで

鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係  
小規模個人再生による書面決議に付する決定

## 令和7年(再イ)第3号

横浜市港北区新羽町2103番地1

再生債務者 三毛 和樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月14日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月14日まで
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月31日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

## 令和7年(再イ)第38号

横浜市南区六ツ川2丁目27番地60 エクセル

ントガーデン横浜B-102

再生債務者 橋本 忍

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月14日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月14日まで
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月31日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

## 令和7年(再イ)第68号

横浜市金沢区六浦1丁目21番31号 コーポラス梅原102号

再生債務者 下敷領正章

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月28日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月14日まで
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月31日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

## 令和7年(再イ)第38号

千葉市稻毛区作草部町640番地1

再生債務者 中臺 将司

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月18日まで
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月31日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和6年(再イ)第551号

東京都世田谷区桜2-19-32

再生債務者 坪井 当貴

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月25日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月18日まで
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月31日

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(再イ)第41号

東京都板橋区南町1-6-101

再生債務者 中村 一恵

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月14日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月18日まで
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月31日

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(再イ)第120号

東京都大田区池上6-19-14-201

再生債務者 畑柳 創

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月17日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月18日まで
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月31日

東京地方裁判所民事第20部

|  |  |   |  |
|--|--|---|--|
| 令和7年（再イ）第9号<br>栃木県足利市五十町1533番地5<br>再生債務者 根岸 光夫<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月3日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>20日まで<br>令和7年7月30日<br>宇都宮地方裁判所足利支部  | 令和7年（再イ）第24号<br>相模原市中央区千代田2丁目4番7号 リニ<br>アビアンコ203<br>再生債務者 尾馬 純子（旧姓丹）<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>21日まで<br>令和7年7月31日<br>横浜地方裁判所相模原支部 | 令和7年（再イ）第3号<br>千葉県松戸市古ヶ崎167番地の13<br>再生債務者 松永 直人<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年6月23日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>25日まで<br>令和7年7月28日<br>千葉地方裁判所松戸支部民事部   | 令和7年（再イ）第10号<br>山梨県甲斐市牛久116番地 長田住宅1号<br>再生債務者 三熊 博人<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>27日まで<br>令和7年7月30日<br>甲府地方裁判所民事部破産係               |
| 令和7年（再イ）第26号<br>さいたま市北区奈良町130番地5（旧住所）<br>さいたま市中央区桜丘1丁目1番19号 シ<br>ティパーク桜丘201<br>再生債務者 永田 英里<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>21日まで<br>令和7年7月31日<br>さいたま地方裁判所第3民事部 | 令和7年（再イ）第8号<br>岩手県滝沢市葉の木沢山298番地23<br>再生債務者 瀬川 裕樹<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月25日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>22日まで<br>令和7年8月1日<br>盛岡地方裁判所第2民事部                      | 令和7年（再イ）第34号<br>千葉県柏市あけぼの2丁目10番8号 レガ<br>トあけぼの101号、前住所千葉県銚子市長塚<br>町3丁目201番地 シャトールナガツカ202号<br>再生債務者 櫻島 拓也<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月25日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>26日まで<br>令和7年7月29日<br>千葉地方裁判所松戸支部民事部 | 令和7年（再イ）第13号<br>山梨県甲府市上町1866番地16<br>再生債務者 畠田博由樹<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月2日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>27日まで<br>令和7年7月30日<br>甲府地方裁判所民事部破産係                    |
| 令和7年（再イ）第44号<br>埼玉県さいたま市緑区美園3丁目29番地1<br>ルミナス参番館101号室<br>再生債務者 當麻 拓哉<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>21日まで<br>令和7年7月31日<br>さいたま地方裁判所第3民事部                        | 令和7年（再イ）第31号<br>千葉県野田市山崎2068番地の5<br>再生債務者 柴田 和枝<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>22日まで<br>令和7年7月25日<br>千葉地方裁判所松戸支部民事部                    | 令和6年（再イ）第34号<br>沖縄県那覇市字小禄382番地 上原アパート<br>2階<br>再生債務者 上江田文男<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年4月25日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>26日まで<br>令和7年7月29日<br>那覇地方裁判所民事第3部  | 令和6年（再イ）第56号<br>静岡県沼津市大岡3145番地の11<br>再生債務者 土屋 秀貴<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月15日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>27日まで<br>令和7年7月30日<br>静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係              |
| 令和7年（再イ）第21号<br>埼玉県八潮市大字二丁目107番地2<br>再生債務者 秋田 兼祐<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>21日まで<br>令和7年7月31日<br>さいたま地方裁判所越谷支部再生係   | 令和7年（再イ）第20号<br>神奈川県厚木市温水西2丁目23番1号<br>再生債務者 黄金井慎二<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月10日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>22日まで<br>令和7年8月1日<br>横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係               | 令和7年（再イ）第19号<br>栃木県宇都宮市中今泉4丁目12番8号 小野<br>アルトハイムA102<br>再生債務者 近藤 明成<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>27日まで<br>令和7年7月30日<br>宇都宮地方裁判所第1民事部                                       | 令和7年（再イ）第23号<br>千葉県我孫子市我孫子4丁目43番12-203号<br>レイヴェルI<br>再生債務者 青木 創太<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>28日まで<br>令和7年7月31日<br>千葉地方裁判所松戸支部民事部 |
| 令和7年（再イ）第55号<br>千葉市若葉区若松台3丁目18番8号<br>再生債務者 柳田ア記子<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月17日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>21日まで<br>令和7年7月31日<br>千葉地方裁判所民事第4部破産再生係  | 令和7年（再イ）第9号<br>三重県多気郡明和町大字斎宮1238番地3<br>再生債務者 前田 陽介<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>22日まで<br>令和7年8月1日<br>津地方裁判所松阪支部                      | 令和6年（再イ）第49号<br>山梨県山梨市小原東215番地8<br>再生債務者 佐藤さつき<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月8日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>27日まで<br>令和7年7月30日<br>甲府地方裁判所民事部破産係  | 令和7年（再イ）第10号<br>長野県松本市寿中2丁目19番6号<br>再生債務者 阪上 弘明<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>28日まで<br>令和7年7月31日 長野地方裁判所松本支部                        |

|   |
|---|
| 令和7年(再イ)第207号<br>大阪市浪速区稻荷2丁目7番4-101号<br>再生債務者 小島 智弘<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>28日まで<br>令和7年7月31日<br>大阪地方裁判所第6民事部                     |
| 令和6年(再イ)第125号<br>堺市西区浜寺船尾町西2丁273番地30<br>再生債務者 エムジェイネオサービスこと 徳<br>重 真<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月17日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>28日まで<br>令和7年7月31日<br>大阪地方裁判所堺支部個人再生係 |
| 令和7年(再イ)第10号<br>大阪府南河内郡河南町大字一須賀154番地の<br>5<br>再生債務者 田村 昌之<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>28日まで<br>令和7年7月31日<br>大阪地方裁判所堺支部個人再生係            |
| 令和7年(再イ)第14号<br>大阪府大阪狭山市狭山1丁目2350番地<br>(402号)<br>再生債務者 山室 紘暉<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月19日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>28日まで<br>令和7年7月31日<br>大阪地方裁判所堺支部個人再生係         |
| 令和7年(再イ)第19号<br>大阪府松原市上田7丁目4番4-306号<br>再生債務者 岩下 知寛<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>28日まで<br>令和7年7月31日<br>大阪地方裁判所堺支部個人再生係                   |

|   |
|---|
| 令和7年(再イ)第22号<br>堺市南区檜尾1356番地1(営業所) 堀市南区<br>美木多上290-1<br>再生債務者 B_LABO-ZEAL-こと<br>西上 隼人<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>28日まで<br>令和7年7月31日<br>大阪地方裁判所堺支部個人再生係  |
| 令和7年(再イ)第27号<br>大阪府大阪狭山市東茱萸木4丁目2142番地の<br>11<br>再生債務者 西口 和真<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月17日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>28日まで<br>令和7年7月31日<br>大阪地方裁判所堺支部個人再生係  |
| 令和7年(再イ)第5号<br>兵庫県豊岡市城崎町湯島1198番地の1 紅葉<br>寮307号室(旧住所) 兵庫県豊岡市城崎町湯<br>島1160番地の1けやき寮405号室、兵庫県豊<br>岡市山王町2番10号ラフレシール・フィオー<br>レA-103<br>再生債務者 木谷 祐紀<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月3日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>28日まで<br>令和7年7月31日<br>神戸地方裁判所豊岡支部再生係   |
| 令和7年(再イ)第7号<br>沖縄県那覇市上之屋1丁目10番3-610号<br>エレガンス・コーポフェリーチェ<br>再生債務者 石井 賢治<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月16日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>28日まで<br>令和7年7月31日<br>那覇地方裁判所民事第3部  |
| 令和7年(再イ)第12号<br>北海道上磯郡木古内町字本町56番地2<br>再生債務者 吉澤 崇<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>29日まで<br>令和7年8月1日 函館地方裁判所<br>令和7年(再イ)第8号<br>福井県三方郡美浜町興道寺第40号25番地<br>再生債務者 澤田 新一<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月30日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>29日まで<br>令和7年8月1日 福井地方裁判所敦賀支部再生係<br>令和7年(再イ)第4号<br>佐賀県唐津市佐志375-31<br>再生債務者 西本 義彦<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月25日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>29日まで<br>令和7年8月1日 佐賀地方裁判所唐津支部<br>令和7年(再イ)第11号<br>福島県須賀川市新町112番地1<br>再生債務者 滝口 哲也<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月8日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月<br>1日まで<br>令和7年7月31日 福島地方裁判所郡山支部再生係<br>令和7年(再イ)第23号<br>京都府相楽郡精華町大字植田小字堂ヶ島73番<br>地4<br>再生債務者 津寄 靖浩<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日<br>付け再生計画案<br>2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月<br>1日まで<br>令和7年7月31日 京都地方裁判所第5民事部再生係<br>令和7年(再イ)第24号<br>京都府相楽郡精華町大字植田小字堂ヶ島73番<br>地4<br>再生債務者 津寄いづみ<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日<br>付け再生計画案<br>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8<br>月21日<br>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>21日まで<br>令和7年7月31日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係<br>令和7年(再イ)第55号<br>神戸市北区北五葉2丁目11番1-1211号<br>再生債務者 榎太郎こと 阪本 一正<br>1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日<br>付け再生計画案<br>2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8<br>月21日<br>3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月<br>21日まで<br>令和7年7月31日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 |

**令和7年(再イ)第32号**  
北九州市小倉南区下曾根1丁目2番1-603号  
再生債務者 松本 智  
1 決議に付する再生計画案 令和7年6月19日付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月21日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月21日まで  
令和7年7月31日  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部  
**令和7年(再イ)第35号**  
北九州市小倉南区若園4丁目6番10号  
再生債務者 黒木 範一  
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月21日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月21日まで  
令和7年7月31日  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部  
**令和7年(再イ)第24号**  
新潟県長岡市希望が丘2丁目3番地2  
再生債務者 藤田 翔  
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月28日付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月22日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月22日まで  
令和7年8月1日  
新潟地方裁判所長岡支部再生係  
**令和7年(再イ)第19号**  
三重県いなべ市員弁町大泉新田1370番地7  
再生債務者 伊藤奈津美  
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月22日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月22日まで  
令和7年8月1日 津地方裁判所四日市支部

**令和7年(再イ)第20号**  
三重県いなべ市員弁町大泉新田1370番地7  
再生債務者 伊藤 康成  
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月22日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月22日まで  
令和7年7月31日 福岡地方裁判所田川支部  
**令和7年(再イ)第28号**  
兵庫県加古川市野口町坂井133番地の7  
再生債務者 森岡 良太  
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月28日付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月22日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月29日まで  
令和7年8月1日 神戸地方裁判所姫路支部  
**令和7年(再イ)第4号**  
福岡県宮若市宮田241-42(住民票上の住所)  
福岡県宮若市宮田203番地1  
再生債務者 白根 福美  
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月22日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月22日まで  
令和7年8月1日 福岡地方裁判所直方支部  
**令和7年(再イ)第6号**  
宮崎県都城市早鈴町1467番地1  
再生債務者 德満 優  
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月25日付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月22日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月22日まで  
令和7年8月1日 宮崎地方裁判所都城支部  
**令和7年(再イ)第4号**  
福岡県田川郡糸田町3803番地1  
再生債務者 井上 大

1 決議に付する再生計画案 令和7年7月14日付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月28日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月28日まで  
令和7年7月31日 福岡地方裁判所田川支部  
**令和7年(再イ)第1号**  
愛媛県今治市石井町1丁目7番19号 エトワールしおりⅡ203号  
再生債務者 宮宅 彰一  
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月29日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月29日まで  
令和7年8月1日 松山地方裁判所今治支部  
**小規模個人再生による再生計画不認可**  
**令和6年(再イ)第68号**  
川崎市多摩区南生田7丁目2番1-303号  
サザンヒルズ生田  
再生債務者 中村 将志  
1 主文 本件再生計画を認可しない。  
2 理由の要旨 令和7年7月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条2項2号に定める事由がある。  
令和7年7月31日  
横浜地方裁判所川崎支部破産係  
**給与所得者等再生による再生手続開始**  
**令和7年(再ロ)第3号**  
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南1丁目6番地4  
再生債務者 熊谷 信一  
1 決定年月日時 令和7年7月31日午後5時  
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月21日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年9月4日から令和7年9月16日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

**令和7年(再ロ)第1号**  
岡山県倉敷市福田町古新田906番地1 レオパレスハピネスいづみや107  
再生債務者 新田 智史  
1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時  
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月22日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年9月5日から令和7年9月16日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部  
**令和5年(再ロ)第21号**  
神奈川県高座郡寒川町小谷1丁目1番6号  
再生債務者 荒屋敷 要  
1 決定年月日時 令和7年8月1日午前10時  
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月29日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年9月12日から令和7年9月19日まで  
横浜地方裁判所第3民事部再生係  
**給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取**  
**令和7年(再ロ)第10005号**  
埼玉県八潮市大字古新田1071-33  
再生債務者 具志堅幸一  
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月16日付け再生計画案  
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由  
3 2の書面の提出期間 令和7年8月18日まで  
令和7年7月31日  
東京地方裁判所民事第20部  
**令和7年(再ロ)第10010号**  
東京都多摩市百草1136-6 グリーンガーデン多摩II 102  
再生債務者 千葉 貴之  
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月3日付け再生計画案  
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由  
3 2の書面の提出期間 令和7年8月18日まで  
令和7年7月31日  
東京地方裁判所民事第20部





